資料２

第４期
徳島市地域福祉計画

（令和９年度～令和１３年度）

【素案】

令和８年９月

徳島市

目次

第１章　計画策定の概要 1
１　計画策定の背景 1
２　計画策定の趣旨 2
３　計画の位置付け 3
４　計画の期間 4
５　計画の対象者 4
６　計画の策定体制 5
７　本計画における地域の捉え方 7
８　「自助」「互助」「共助」「公助」の定義 7
第２章　地域福祉を取り巻く環境 8
１　国の動き 8
２　徳島県の動き 11
第３章　徳島市を取り巻く現状と課題 12
１　統計からみる現状 12
２　市民アンケートからみる現状 21
３　事業所アンケートからみる現状 32
４　徳島市の地域福祉をめぐる主な課題 36
第４章　計画の基本的な考え方 40
１　基本理念 40
２　計画の体系 41
３　基本目標及び施策の評価指標 42
４　他の関連計画との連携 46
５　地域福祉に携わる様々な主体 48
第５章　施策の展開 50
基本目標１　支え合いの意識を持った地域づくり 50
基本施策（１）人と地域のきずなづくりの強化 50
基本施策（２）地域ぐるみの支え合い活動の推進 51
基本施策（３）地域における交流機会の充実 52
基本目標２　包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり 53
基本施策（４）包括的な相談支援体制の構築（徳島市重層的支援体制整備事業実施計画） 53
基本施策（５）成年後見制度の普及と利用促進（徳島市成年後見制度利用促進計画） 63
基本施策（６）情報提供手段の充実 65
基本施策（７）福祉サービス提供基盤の確保と質の向上 67
基本施策（８）民生委員・児童委員の活動促進への支援 68
基本施策（９）生活困窮者の自立支援の充実 69

基本施策（10）自殺予防への対応 70
基本施策（11）社会福祉法人等による公益的活動の促進..... 71
基本目標３　地域福祉の担い手づくり 72
基本施策（12）福祉教育と生涯学習の推進 72
基本施策（13）人権や地域福祉に関する意識の醸成..... 73
基本施策（14）福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援..... 74
基本施策（15）ボランティア・まちづくり活動等の活性化..... 75
基本施策（16）地域福祉活動を推進する組織・人材づくり..... 76
基本目標４　安全で安心して暮らせる環境づくり..... 77
基本施策（17）誰もが暮らしやすい生活環境の整備..... 77
基本施策（18）多文化共生社会の推進 78
基本施策（19）要支援者を地域で支える体制づくり..... 79
基本施策（20）健康づくり・生きがい活動等の促進..... 81
基本施策（21）再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進（徳島市再犯防止推進計画） 82
基本施策別　主な取組・事業一覧 84
第６章　計画の推進に向けて 88
１　協働による推進体制..... 88
２　計画の普及啓発..... 88
３　計画の評価・検証..... 88

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進行による、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加等、家族形態の多様化により、生活への不安を感じる人や援助を求める人が増加しています。また、社会経済情勢の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルが変化し、市民自らが地域を支え、支えられるという社会的なつながりが希薄化しています。さらに、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「老老介護」「８０５０問題」「ダブルケア」「ヤングケアラー」など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

このように課題が複雑化・複合化する時代の変化の中で、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、全ての人々がお互いを尊重し、助け合い、支え合いながら自分らしく健康で暮らせる地域社会の実現が重要です。行政だけの取組で対応することが困難になりつつあり、あらためて地域での支え合いやコミュニティの重要性が問われています。そのため、公的サービスの充実だけではなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域における福祉を推進していく必要があります。

このような社会情勢のもと、国では『地域共生社会』の実現に向けた検討が進められてきました。制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現が求められています。

平成 30 年４月に施行された改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念を明確化するとともに、この理念の実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、合わせて、地域福祉計画策定が努力義務化されました。さらに令和３年４月に改正・施行された同法により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として新たに重層的支援体制整備事業が創設されるに至っています。

２　計画策定の趣旨

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言います。一方で、「地域福祉」とは、地域住民、事業者、行政等が、誰もが支援を必要とする立場になる可能性を認識し、全ての人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう協働して取り組むという考え方を指します。

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

昨今、地域における課題やニーズは複雑化・複合化しており、その解決にあたっては、地域住民や福祉団体など多様な主体が連携・協力しながら、地域福祉を推進していくことが求められており、自助（一人ひとりの努力）、互助（住民同士の支え合い）、共助（社会保障など相互扶助）、公助（公的な福祉サービス・支援）が、それぞれの強みを発揮しながら連携・協力していくことが重要です。地域福祉の推進によって、思いやりや支え合いの心が生まれ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく充実した生活を送ることができるような地域づくりにつながります。

本市では、令和４年３月に「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる まちの実現」を基本理念として、第３期徳島市地域福祉計画（計画期間：令和４年度～令和８年度）を策定し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」の推進を図るとともに、地域福祉課題の解決に向けた取組を進めてきました。

全国的に進行する人口減少や少子高齢化、核家族化など、地域を取り巻く環境が急速に変化する中、日常生活に支援が必要な高齢者等の増加や地域を支える担い手不足が深刻化するとともに、自殺や虐待、ひきこもりなど様々な分野の問題が絡み合い複雑化し、複合的な支援を必要とするケースも増加しており、これまでの取組をより地域の特性や実情に対応したものに見直すことが必要となっています。

この度、第３期計画の計画期間が令和８年度末で終了することから、令和７年度及び令和８年度の２か年度において、こうした近年の社会情勢の変化や計画策定以降の制度改正を踏まえ、新たな地域課題に的確に対応するため、今後における地域福祉の方向性等を定めた「第４期徳島市地域福祉計画」を策定することとしました。

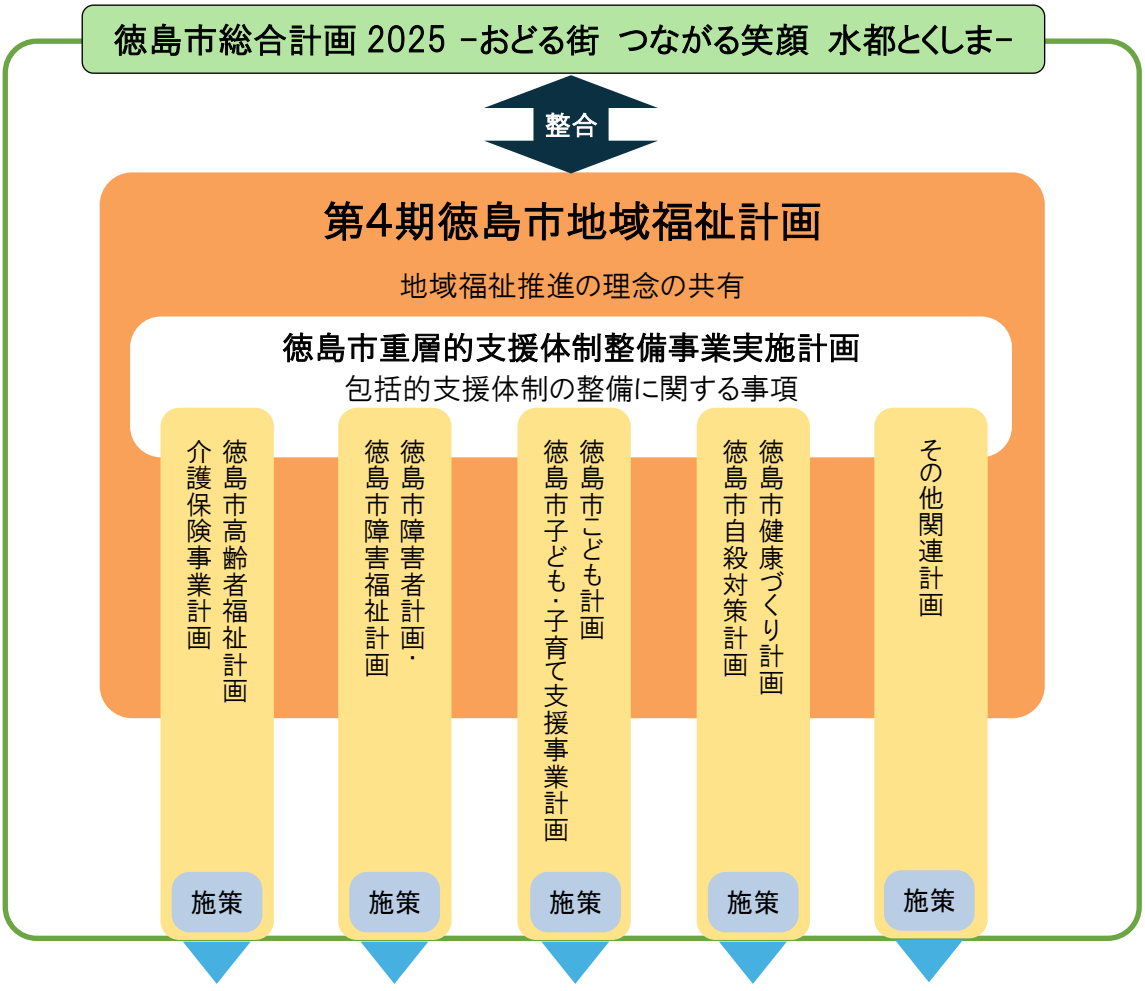
3　計画の位置付け

本計画は本市のまちづくり指針である「徳島市総合計画 2025－おどる街 つながる笑顔 水都とくしま－」を上位計画として位置付け、総合計画の基本構想に基づいた福祉分野における計画です。

また、本市の福祉分野に関する関連計画の共通的な事項を記載するいわば上位計画であり、関連計画が持つそれぞれの専門的な考え方や施策を、総合的かつ横断的につなぐ計画として位置付けます。すなわち、各々の関連計画による施策・事業をより効果的に展開していく仕組みをつくることが地域福祉計画の目的です。

なお、社会福祉法に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する「徳島市成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する「徳島市再犯防止推進計画」を本計画に包含し、一体的な支援体制を構築します。

〈関連計画との関係〉



保健、医療、福祉サービスの整備、住民参加の地域福祉活動の支援等

4　計画の期間

本計画の期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とし、計画期間中に社会経済情勢や制度改正等、状況が変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

〈本計画及び主な関連計画の計画期間〉

<table>
<tr><th>令和
計画の名称</th><th>7年度
(2025)</th><th>8年度
(2026)</th><th>9年度
(2027)</th><th>10 年度
(2028)</th><th>11 年度
(2029)</th><th>12 年度
(2030)</th><th>13 年度
(2031)</th><th>14 年度
(2032)</th><th>15 年度
(2033)</th></tr>
<tr><td>徳島市総合計画 2025</td><td colspan="9">現行計画（※前期基本計画5か年、後期基本計画5か年）</td></tr>
<tr><td>徳島市地域福祉計画</td><td colspan="2">第3期</td><td colspan="5">第4期（本計画）</td><td colspan="2">次期計画</td></tr>
<tr><td>徳島市障害福祉計画</td><td colspan="2">第7期</td><td colspan="3">第8期</td><td colspan="3">第9期</td><td>第10期</td></tr>
<tr><td>徳島市高齢者福祉計画
介護保険事業計画
（認知症施策推進計画（第 10 期より））</td><td colspan="2">第9期</td><td colspan="3">第 10 期</td><td colspan="3">第 11 期</td><td>第12期</td></tr>
<tr><td>徳島市障害者計画</td><td colspan="5">現行計画</td><td colspan="4">次期計画</td></tr>
<tr><td>徳島市こども計画</td><td></td><td colspan="4">現行計画</td><td colspan="4">第2期</td></tr>
<tr><td>徳島市子ども･子育て
支援事業計画</td><td colspan="5">第3期</td><td colspan="4">徳島市こども計画に内包</td></tr>
<tr><td>徳島市健康づくり計画
徳島市自殺対策計画</td><td colspan="9">現行計画</td></tr>
</table>

5　計画の対象者

地域福祉計画は、高齢者、障害者、子ども、若者など全ての人々を対象としています。

地域にお住まいの全ての人々は、地域福祉を支える地域共生社会の実現に向けた主体的な存在です。主体的な存在には、様々な属性が考えられます。

具体的には、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、ＮＰＯ、学校、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、介護・福祉関係者、医療関係者、社会福祉法人、協同組合、民間企業などです。

6　計画の策定体制

（1）徳島市地域福祉計画策定市民会議

本計画を策定するに当たり、各分野の関係団体の代表者、学識経験者、公募市民等を委員とする「徳島市地域福祉計画策定市民会議」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議を行い、その意見を計画に反映しています。

（2）徳島市地域福祉計画策定委員会（推進本部）

本計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、関係部局の副部長等で組織する「徳島市地域福祉計画策定委員会」を設置し、より実務的な視点で計画案を作成しました。

（3）アンケートの実施

福祉に対する意識や地域福祉の実態などを把握するため、市民を対象に「地域福祉に関する徳島市民アンケート」を実施しました。

また、地域福祉活動の実態や取組を把握するため、ボランティア、ＮＰＯ等各福祉関係団体を対象に「地域福祉に関する事業所アンケート」を実施しました。

これらの調査による意見や課題を計画に反映しています。

ア　地域福祉に関する徳島市民アンケート

・ 調査対象　　徳島市在住の 15 歳以上の市民を対象として無作為抽出
　　配布数　　2,046 人
　　有効回収数　819 人
　　有効回収率　40.0%
・ 調査方法　　郵送配布・郵送回収及び電子申請
・ 調査期間　　令和 7 年 12 月 1 日～12 月 22 日

イ　地域福祉に関する事業所アンケート

・ 調査対象　　徳島市内で地域福祉活動を行うボランティア、ＮＰＯ等福祉関係団体
　　配布数　　136 団体
　　有効回収数　82 団体
　　有効回収率　60.3%
・ 調査方法　　郵送配布・郵送回収及び電子申請
・ 調査期間　　令和 7 年 12 月 1 日～12 月 22 日

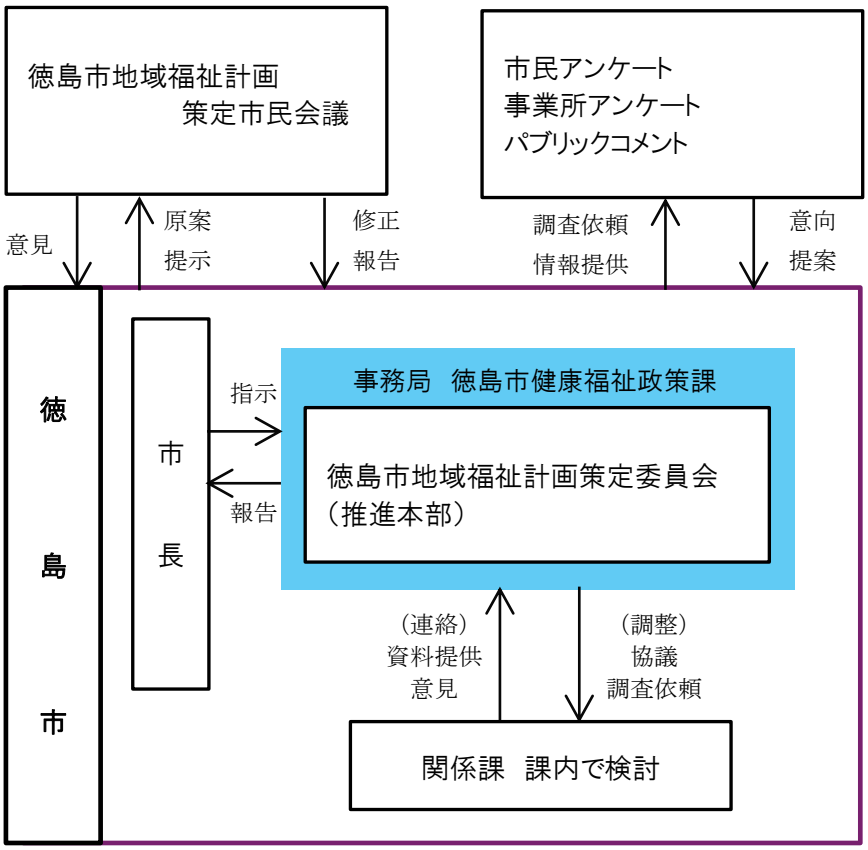
（４）関連計画策定時に実施したアンケートの活用

市の福祉分野での関連計画策定時において、市民ニーズの現状を把握するため実施した市民アンケートの結果を、計画策定の資料としました。

（５）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、より多くの市民から意見を伺うため、令和●年●月●日から令和●年●月●日まで、パブリックコメントを実施しました。

〈計画の策定体制図〉



７　本計画における地域の捉え方

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。隣近所や町内会、学校区等の生活圏を捉えた「暮らしの空間」としての地域をはじめ、ボランティア、ＮＰＯ、事業者等の活動を中心とした「活動の空間」としての地域があります。

人の営みや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なり合いながら、住民相互のつながりや交流、助け合い等が必要になります。

こうした範囲を「地域」と捉えるほか、徳島市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は、徳島市全体を「地域」と捉えます。

８　「自助」「互助」「共助」「公助」の定義

本計画では、「自助」「互助」「共助」「公助」の定義は、以下のとおりとします。

【自助】

日常生活で身近に起こる生活課題に、個人や家族で取り組むことを、「自助」といいます。また、日頃から地域の一員として地域内でのつながりを作ることや、自助のみでの解決が難しい問題について助けを求めることも「自助」といいます。

【互助】

個人や家族で解決できない問題を、地域内での近所づきあいやボランティア活動などで相互に支え合うことを「互助」といいます。相互に支え合うという意味では「共助」と共通しますが、費用負担が制度的に裏付けされていない自発的なものをいいます。

【共助】

介護保険に代表される社会保険制度及びサービス等、制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。

【公助】

税による公の負担、「自助」「互助」「共助」に対する支援など、行政が担うべき課題に取り組むことを「公助」といいます。

第２章　地域福祉を取り巻く環境

１　国の動き

（１）地域共生社会実現への取組と社会福祉法の改正

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」であり、平成 28 年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現を目指すこととされました。背景には、個人が抱える生きづらさ・福祉ニーズの多様化・複雑化、少子高齢化に伴う現役世代の急減、地域のつながりの希薄化・支え合いの力の低下などが挙げられます。

地域共生社会の実現のため、平成29年及び令和３年に施行された改正社会福祉法では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定され（社会福祉法第４条）、①国及び地方公共団体、②地域住民、③社会福祉を目的とする事業を経営する者、④社会福祉に関する活動を行うもの、この４つの主体が協働してより一層地域福祉の推進に努めなければならないこととなりました。併せて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村において実施する包括的な支援体制の構築を支援することが規定されました。

（２）孤独・孤立対策の推進

社会構造の変化により、家族や地域、会社などにおける人とのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況にあり、加えてコロナ禍による人と人との接触機会の減少が長期化し、孤独・孤立問題が顕在化・深刻化していたことを契機に、令和３年２月に孤独・孤立対策担当大臣が置かれ、令和６年４月に孤独・孤立対策推進法が施行されました。

この法律に基づき令和６年６月に「孤独・孤立対策重点計画」が策定され、孤独・孤立に悩む人が誰ひとり取り残されない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指し、孤独・孤立対策の基本理念を、①孤独・孤立双方への社会全体での対応、②当事者等の立場に立った施策の推進、③社会との関わり及び人と人とのつながりを実感できるための施策の推進の３点と定め、総合的かつ計画的に孤独・孤立対策を推進していくこととなりました。

（３）生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成 27 年４月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立支援制度が導入されました。この制度は、経済的課題だけではなく、本人の状況に応じた幅広い支援を行うこと、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じ、市民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、本市では地域福祉計画の中に位置付け、計画的に取組を進めています。

（４）成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、財産管理や日常生活等において権利擁護支援を必要とする人を支えるための重要な手段ですが、十分に利用されていないことから、平成 28 年５月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされ、平成 29 年３月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

令和４年３月には、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年度～令和８年度）が閣議決定されました。

権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図り、意思決定支援などの取組を推進するため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

また、令和８年６月に民法が改正され、「後見・保佐・補助」の３類型を「補助」に一本化し、「終身制」が廃止され、利用者のニーズに応じて必要な期間だけ使えるようになります。なお、この法律は令和 10 年 12 月までに施行される見込みです。

加えて、令和８年６月に社会福祉法が改正され、頼れる身寄りがいない高齢者に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援等を行う事業の第二種社会福祉事業への位置づけと相談体制の整備が明記されました。なお、この法律は令和 10 年 12 月までに施行される見込みです。

（５）再犯防止推進法

平成 28 年 12 月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

罪を犯した者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要とされています。

令和５年３月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においては、市区町村の役割としては、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めること、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが求められています。

（６）災害対策基本法

大規模災害において、避難情報が分かりにくいことから避難が遅れ被災する事例や、避難行動要支援者名簿の作成が進む一方で、災害時に高齢者が被害を受ける事例が多く発生していることから、迅速でより実効性のある避難の確保が課題となっていました。

頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保、及び災害対策の実施体制の強化を図るため、避難勧告・避難指示の一本化、また避難行動要支援者に対する避難の実効性を確保する観点から、市町村での個別避難計画作成を努力義務化するなどの措置を講ずる改正災害対策基本法が令和３年５月に施行されました。

さらに、令和６年の能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和７年７月に改正・施行された同法では、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災ＤＸ・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等の措置を講ずることとされました。

（７）重層的支援体制整備事業

令和３年４月に施行された改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会を実現するための取組の一つとして、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。市町村は、その責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制が相まって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

２　徳島県の動き

徳島県では「“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン（徳島県地域福祉支援計画）＜第４期＞」（令和６年度～令和 10 年度）を策定しています。

県の計画では、基本目標である「「人」がつながり、「地域」とつながり、「未来」へつながる地域共生社会の実現」を目指し、地域における「自助」「共助」「公助」の重層的なサービスによるネットワークの確立を図るとともに、特に重点的に取り組むべき項目として５つの重点課題を定め、課題解決に向けた施策を推進しています。

重点課題①包括的・重層的な相談・支援体制づくり
- （１）複合的な課題を包括的に解決できる支援体制の構築
- （２）誰一人取り残さない社会づくり

重点課題②地域住民等の参画・協働による地域づくり
- （１）関係団体と連携した地域づくり活動への参画推進
- （２）地域と連携した居場所づくりの推進

重点課題③安心して福祉サービスが利用できる環境づくり
- （１）支援を必要としている方を地域全体で支え、権利擁護を図る連携体制の構築
- （２）福祉サービスの質の向上への取組

重点課題④地域福祉の担い手づくり
- （１）福祉意識の普及啓発
- （２）福祉教育の推進
- （３）福祉に従事する人材の養成・定着・確保と資質の向上
- （４）ボランティア・NPO 育成と活動支援
- （５）地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

重点課題⑤災害に強い福祉のまちづくり
- （１）社会福祉施設等の対策
- （２）地域防災力の強化
- （３）支援を必要とする方に係る情報の整備
- （４）避難行動要支援者に対する個別支援計画
- （５）福祉避難所の設置・運営
- （６）災害ボランティアセンターの体制整備
- （７）被災者見守り・相談支援の円滑な実施に向けた包括的体制構築
- （８）「災害時コーディネーター」による応援体制の拡充
- （９）広域的な支援体制の整備

第３章　徳島市を取り巻く現状と課題

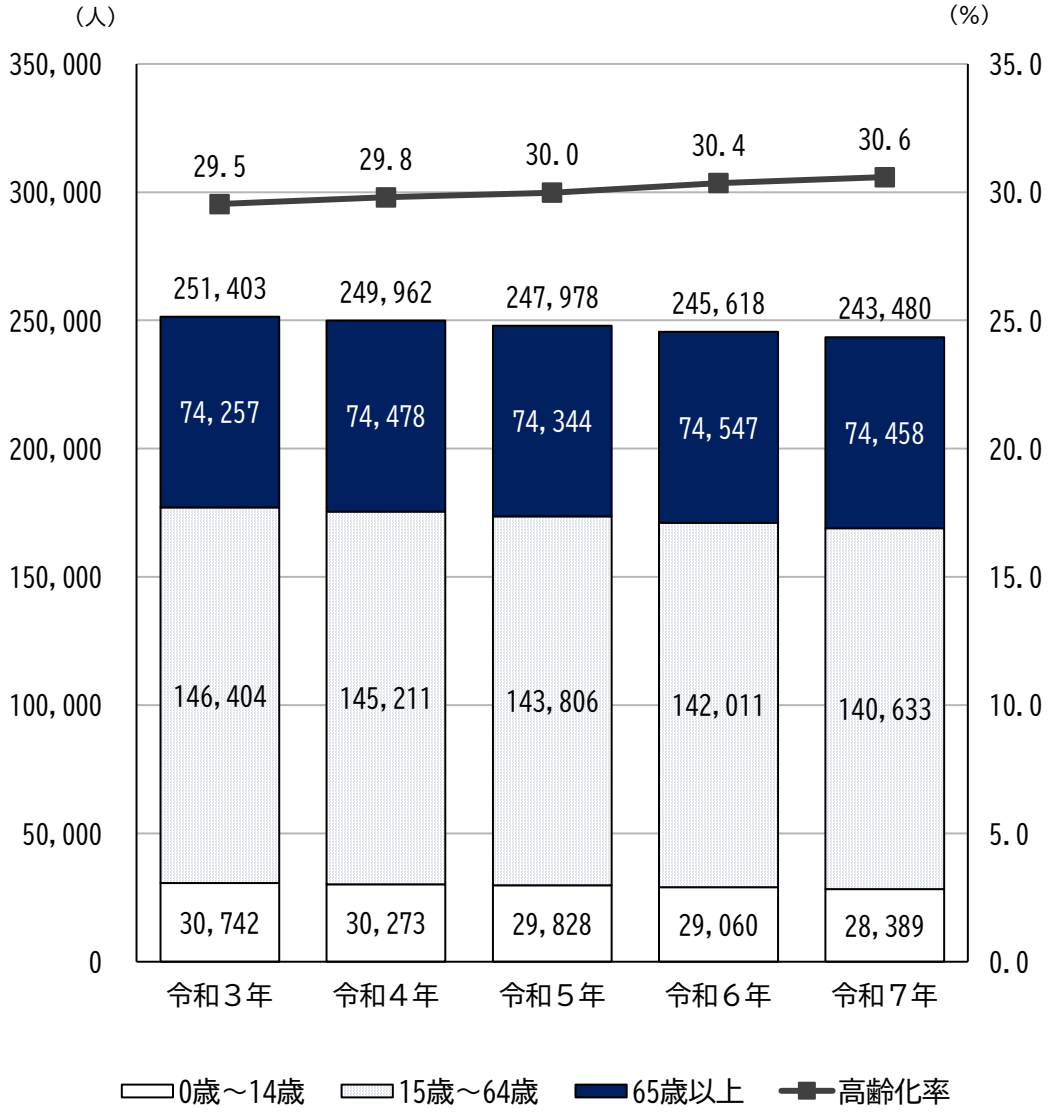
１　統計からみる現状

（１）人口・世帯の状況

①人口の状況

徳島市の人口は、令和３年の 251,403 人から令和７年には 243,480 人と減少しています。一方、高齢化率は増加傾向にあり、今後もさらに高齢化は進行すると推測され、地域福祉を推進するうえでは、関係人口の拡大も含め、定住人口の増加に向けた取組を推進する必要があります。

〈人口と高齢化率の推移〉

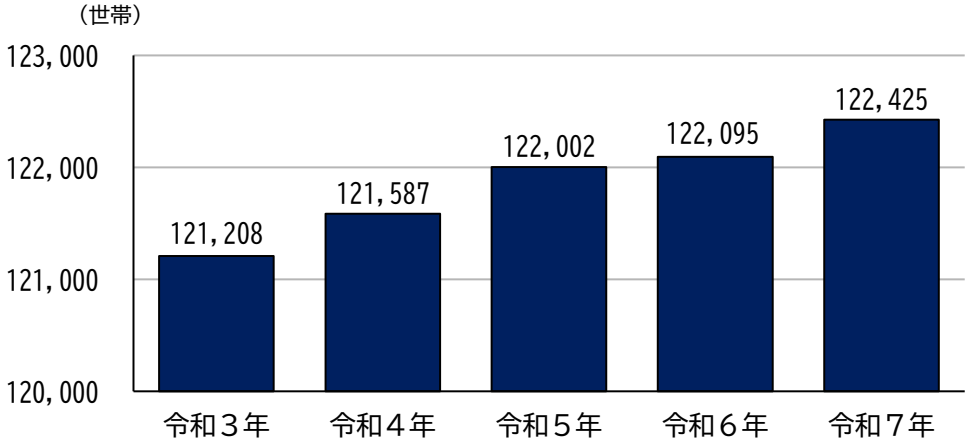


資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②世帯の状況

世帯数は、令和３年の 121,208 世帯から令和７年には 122,425 世帯と増加しています。人口の減少に関わらず世帯数が増加していることから、徳島市でも核家族化・高齢化に伴う夫婦のみの世帯や一人暮らし世帯等の増加が生じていると推測されます。

〈世帯数の推移〉



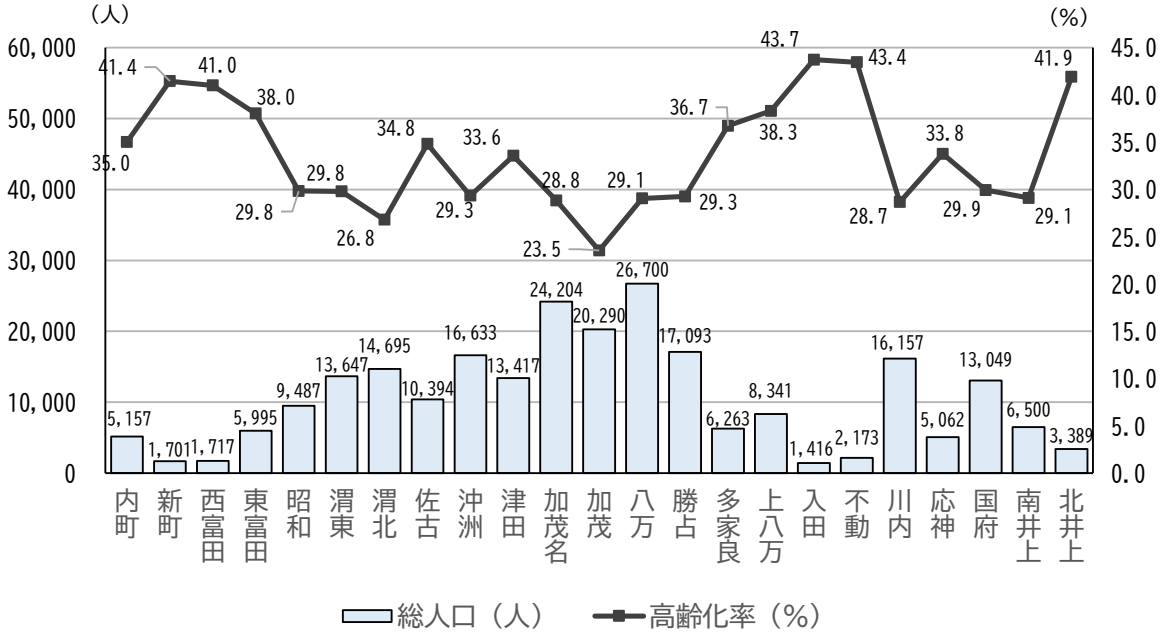
資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③地区別の人口の状況

人口が最も多いのは八万地区で 26,700 人となっており、最も少ないのは入田地区で 1,416 人となっています。

また、高齢化率は入田地区が 43.7%と最も高く、加茂地区が 23.5%と最も低くなっています。

〈地区別の人口と高齢化率の推移〉

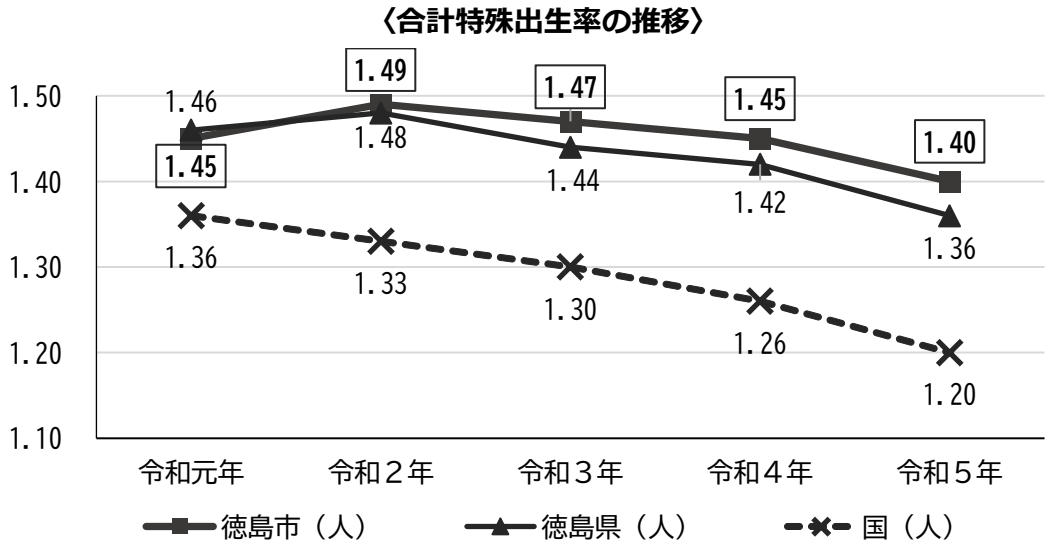


資料：住民基本台帳（令和７年４月１日現在）

（２）子どもの状況

①合計特殊出生率

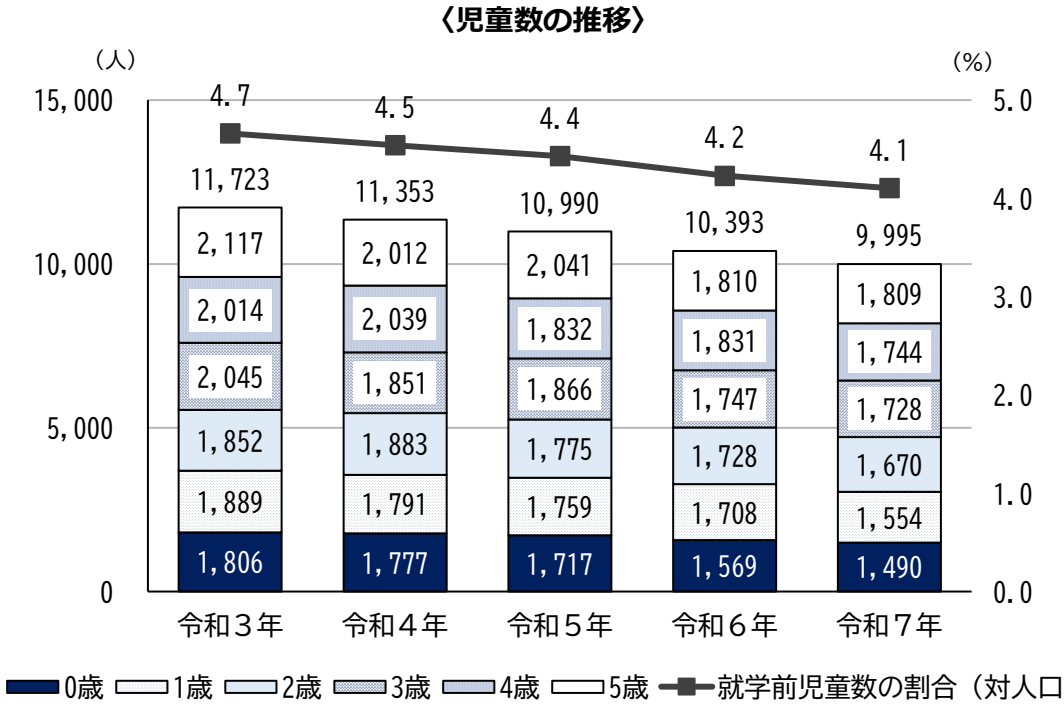
徳島市の合計特殊出生率は全国平均を上回り、徳島県平均も概ね上回っていますが、令和２年の 1.49 以降は減少傾向にあります。



資料：厚生労働省「人口動態調査」「人口動態統計特殊報告」、徳島市は独自算出

②児童数

就学前児童数は減少傾向にあり、人口に対する就学前児童数の割合も、令和３年の 4.7%から令和７年には 4.1%と年々減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

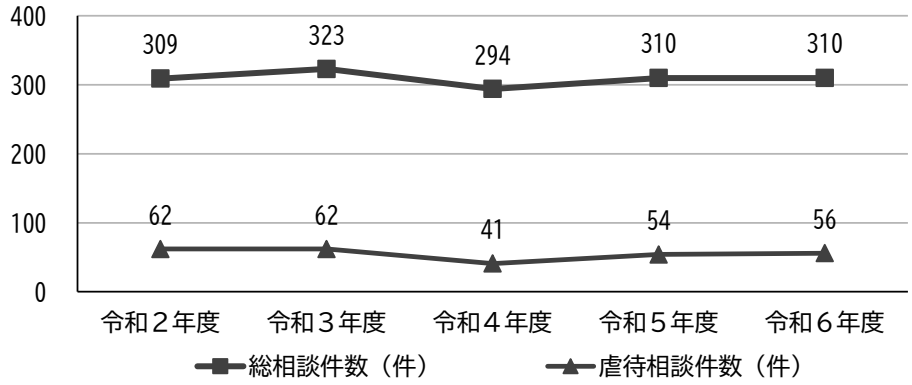
③家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、近年 300 件程度で推移しています。そのうち虐待相談件数は 40～60 件程度となっています。

相談ケースの年齢別内訳をみると、就学前が 158 件と全体の約半数を占めて最も多くなっており、年齢が高くなると相談ケースは少なくなっています。

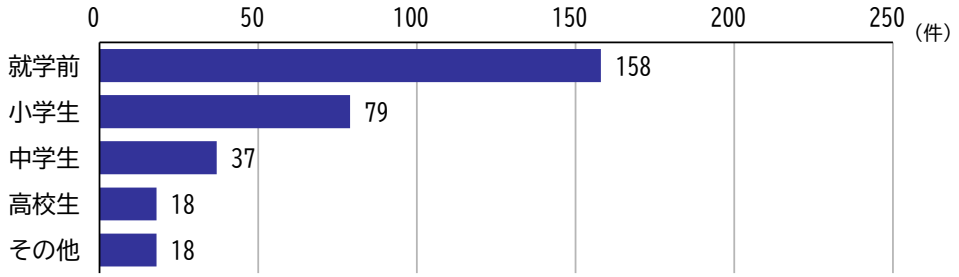
相談の経路別状況は、福祉事務所が 117 件と最も多く、次いで保健センター58 件、児童相談所 57 件となっています。

〈総相談件数・虐待相談件数の推移〉



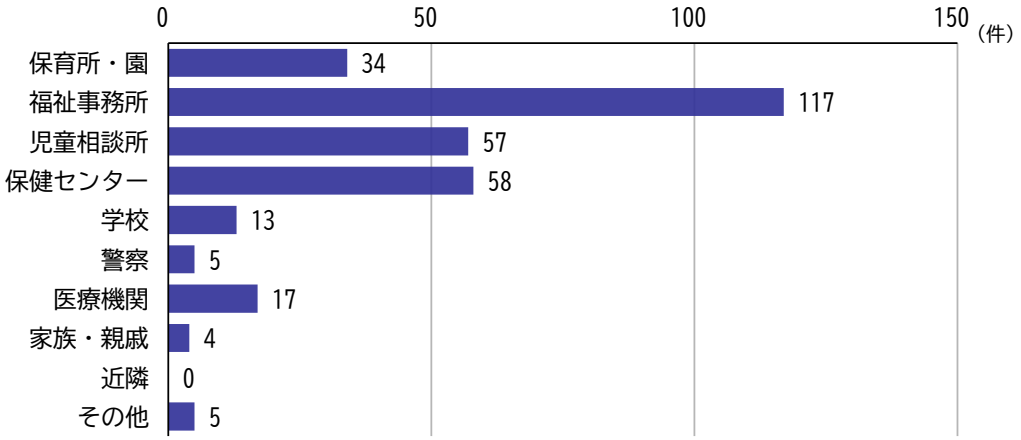
資料：徳島市健康福祉政策課（各年度３月 31 日現在）

〈相談ケースの年齢別内訳〉



資料：徳島市健康福祉政策課（令和６年度）

〈相談の経路別状況〉

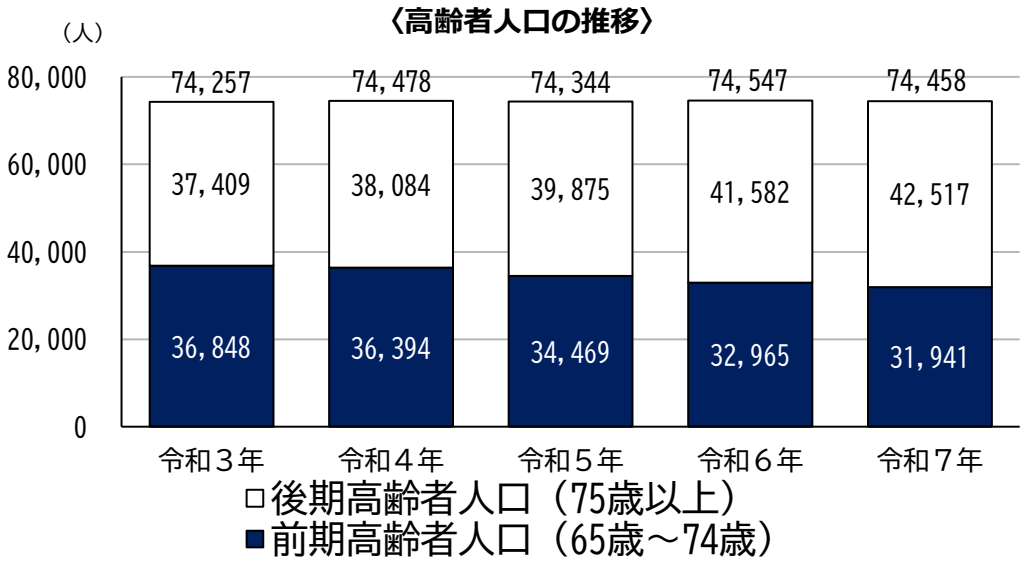


資料：徳島市健康福祉政策課（令和６年度）

（３）高齢者の状況

①高齢者人口

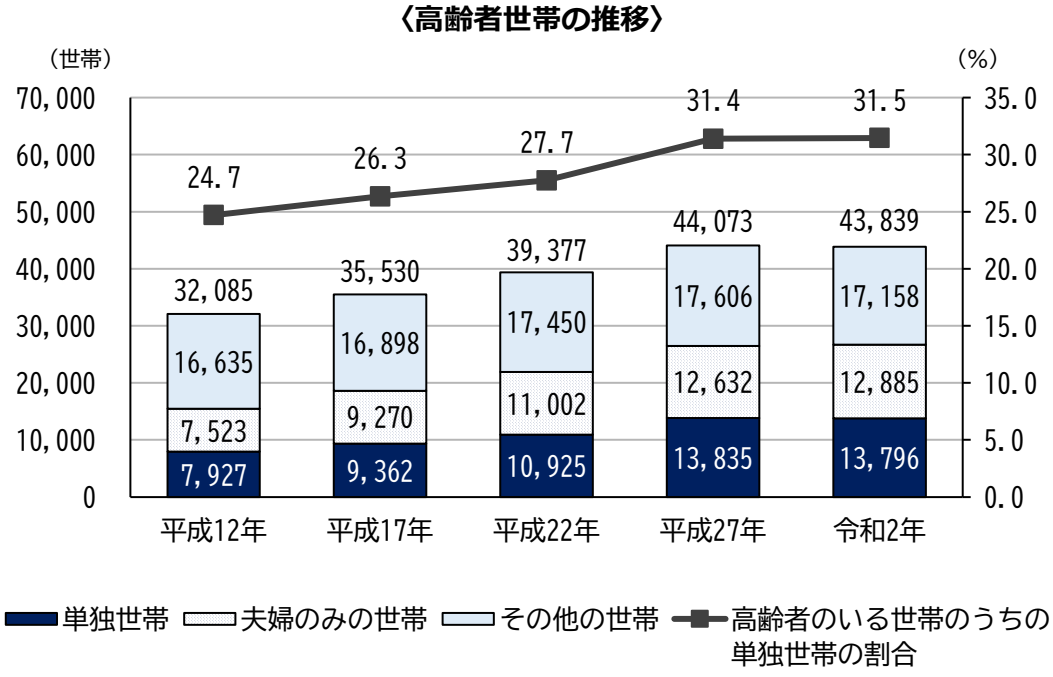
徳島市の 65 歳以上の高齢者人口は、令和３年の 74,257 人から令和７年には 74,458 人となっています。前期高齢者は減少、後期高齢者が増加傾向です。



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②高齢者世帯

高齢者世帯は、平成 27 年の 44,073 世帯から令和２年には 43,839 世帯と横ばい傾向、高齢者のいる世帯のうち単独世帯の割合も平成 27 年の 31.4%から令和２年には 31.5%と高止まりしています。

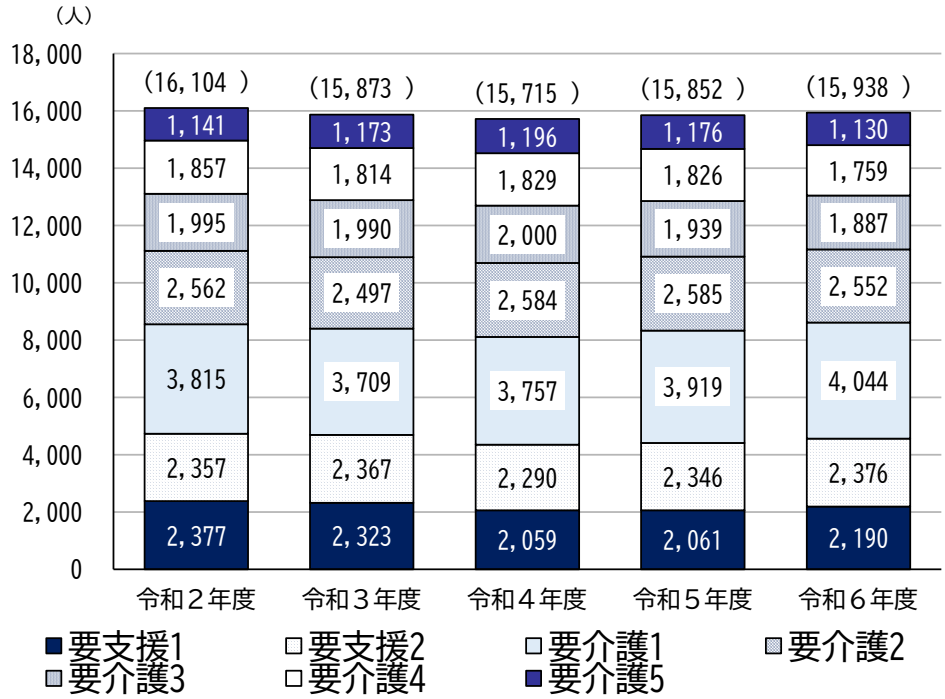


資料：国勢調査

③要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数は、令和３年度の 15,873 人から令和６年度には 15,938 人と横ばいで推移しています。

〈要介護（要支援）認定者の推移〉

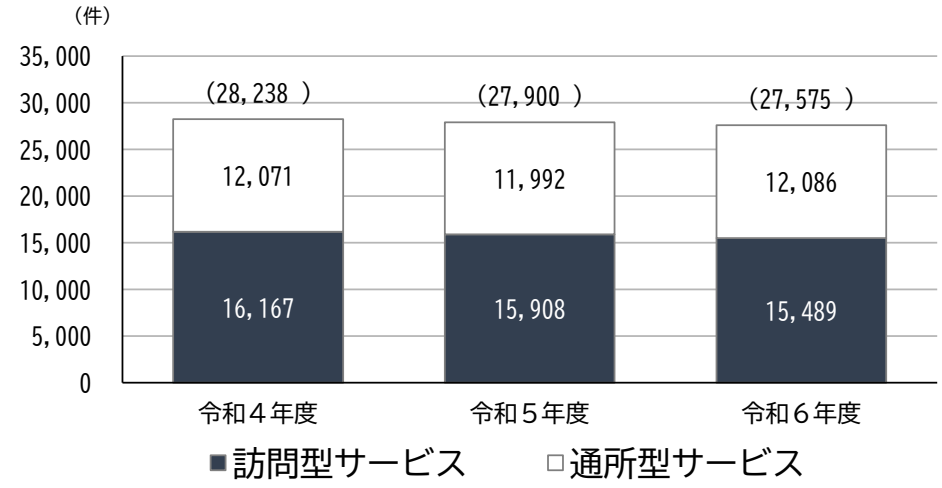


資料：徳島市健康福祉政策課（各年度３月 31 日現在）

④介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況

介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況は、近年横ばい傾向で推移しています。

〈介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用状況の推移〉



資料：徳島市健康福祉政策課（各年度の利用実績の累計）

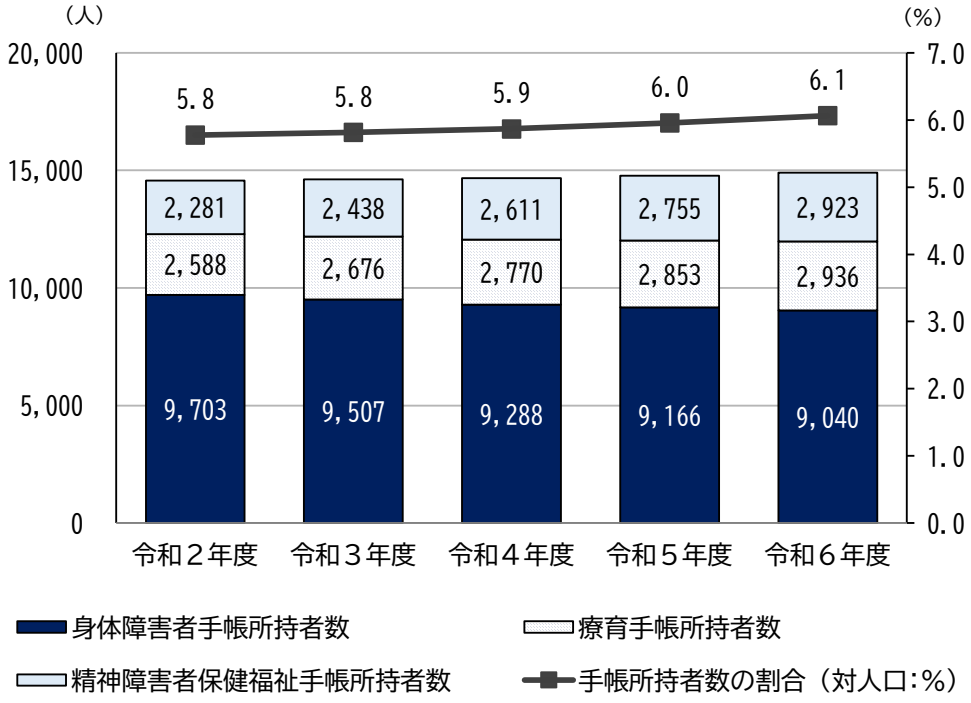
（４）障害者の状況

①障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は減少している一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

また、これら手帳所持者数の人口に占める割合は、令和２年度の 5.8%から令和６年度には 6.1%と増加しています。

〈障害者手帳所持者数の推移〉

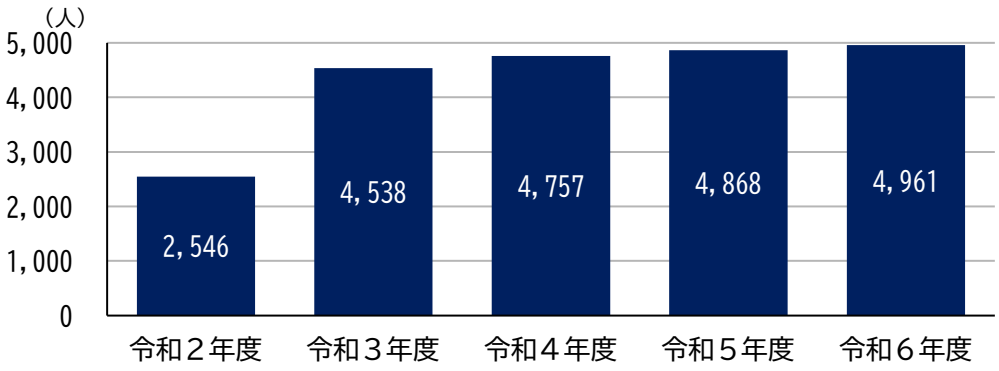


資料：徳島市健康福祉政策課（各年度３月 31 日現在）

②自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和３年度以降は増加傾向にあります。

〈自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移〉



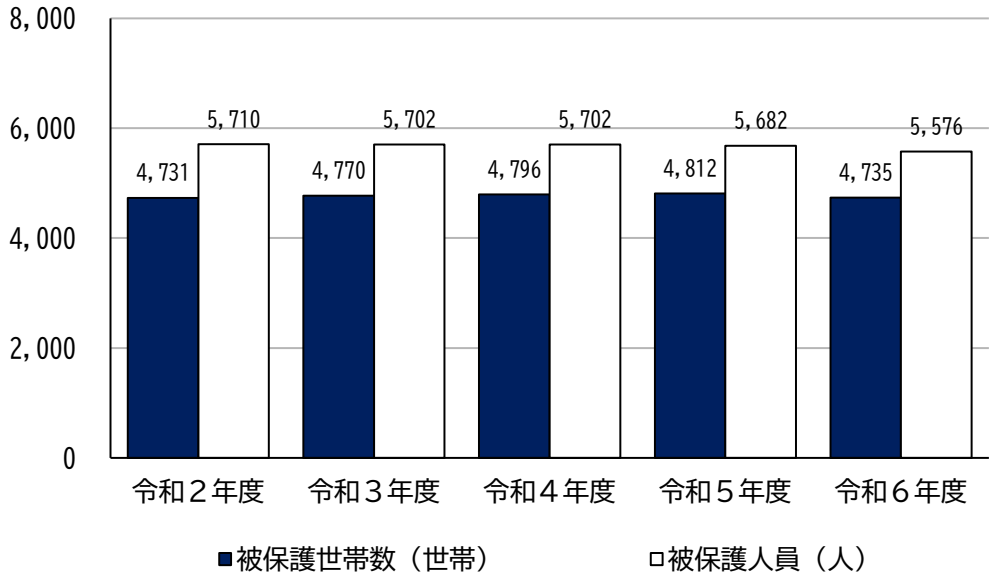
資料：徳島市健康福祉政策課（各年度３月 31 日現在）

（５）生活支援の状況

①生活保護の被保護人員・世帯数

生活保護の被保護世帯数は 4,700～4,800 世帯で推移しており、被保護人員は微減傾向にあり、令和６年度は 5,576 人となっています。

〈生活保護の被保護人員・世帯数の推移〉

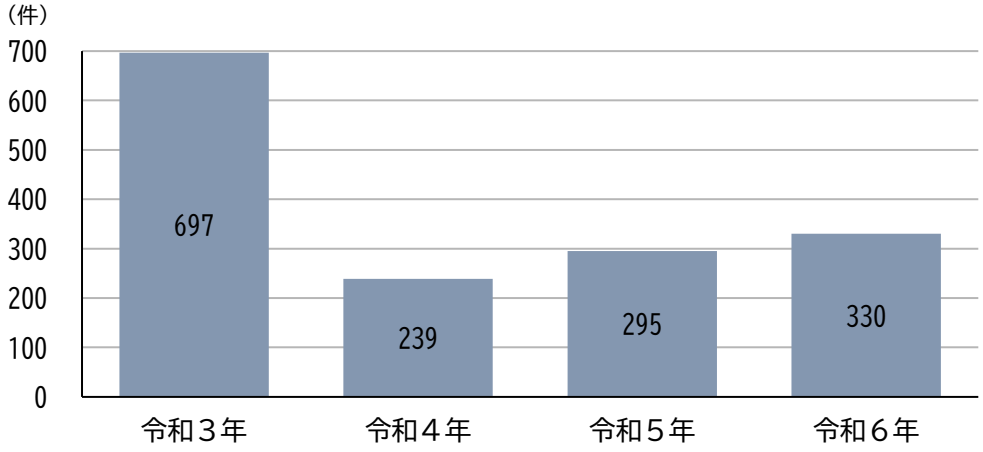


資料：徳島市健康福祉政策課（各年度３月 31 日現在）

②生活困窮者自立相談支援事業の利用状況

生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数は、令和３年の 697 件以降は減少していましたが、令和５年以降は再び増加に転じており、令和６年は 330 件となっています。

〈生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数の推移〉

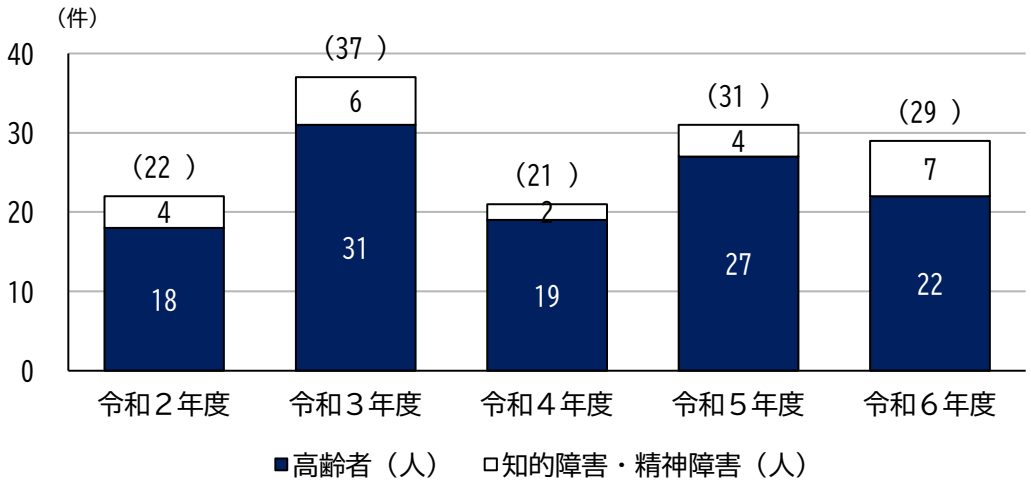


資料：徳島市社会福祉協議会（各年度３月 31 日現在）

③成年後見制度の利用状況

成年後見制度における市長申立件数は、高齢者が 20～30 件程度、知的障害者・精神障害者が 10 件以下で推移しています。

〈成年後見制度における市長申立件数の推移〉

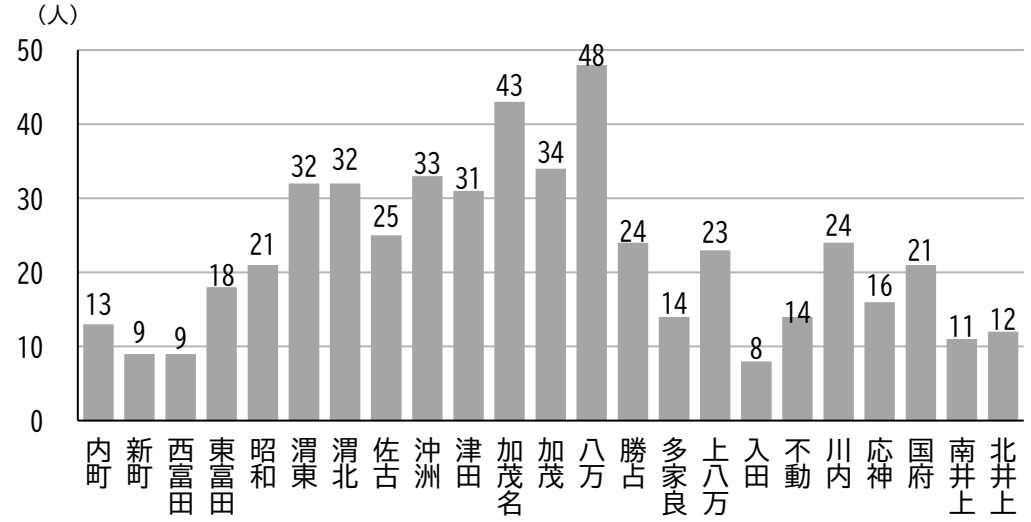


資料：徳島市健康福祉政策課（各年度３月 31 日現在）

④民生委員・児童委員数

徳島市の民生委員・児童委員の定数 519 人に対し現員数は 514 人となっており、概ね充足しています。

〈地区別民生委員・児童委員数〉



資料：徳島市健康福祉政策課（令和７年４月１日現在）

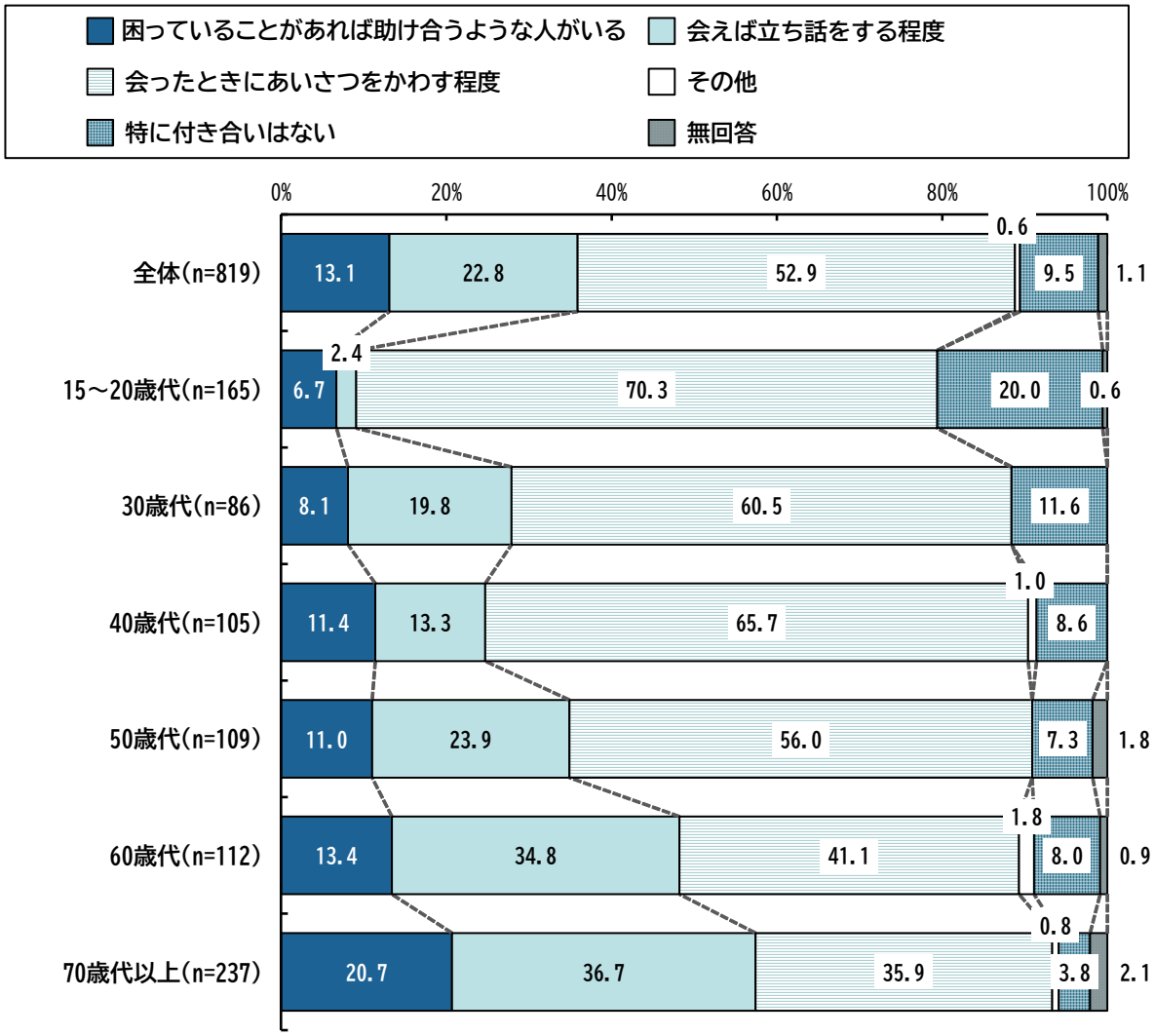
2　市民アンケートからみる現状

（１）近所付き合いについて

近所付き合いの程度をみると、「会ったときにあいさつをかわす程度」が 52.9％と最も高く、次いで「会えば立ち話をする程度」が 22.8％、「困っていることがあれば助け合うような人がいる」が 13.1％と続いています。

年齢別にみると、15～20 歳代では「会えば立ち話をする程度」が 2.4％と他の年齢に比べて低くなっています。また、「特に付き合いはない」が 20.0％と他の年齢に比べて高く、15～20 歳代が最も近所付き合いが希薄である傾向がみられます。

図表　近所付き合いの程度（全体、年齢別）

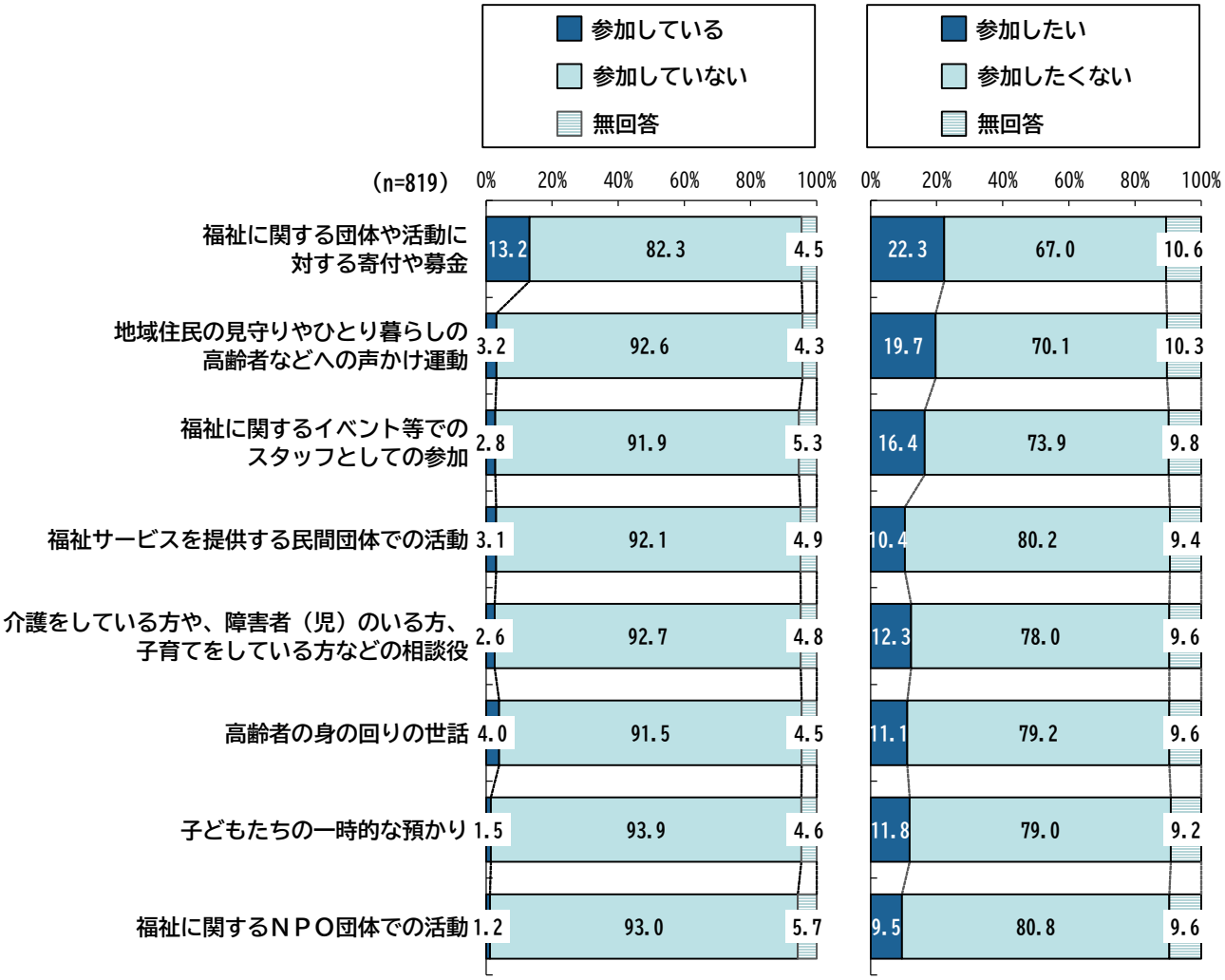


（２）地域活動について

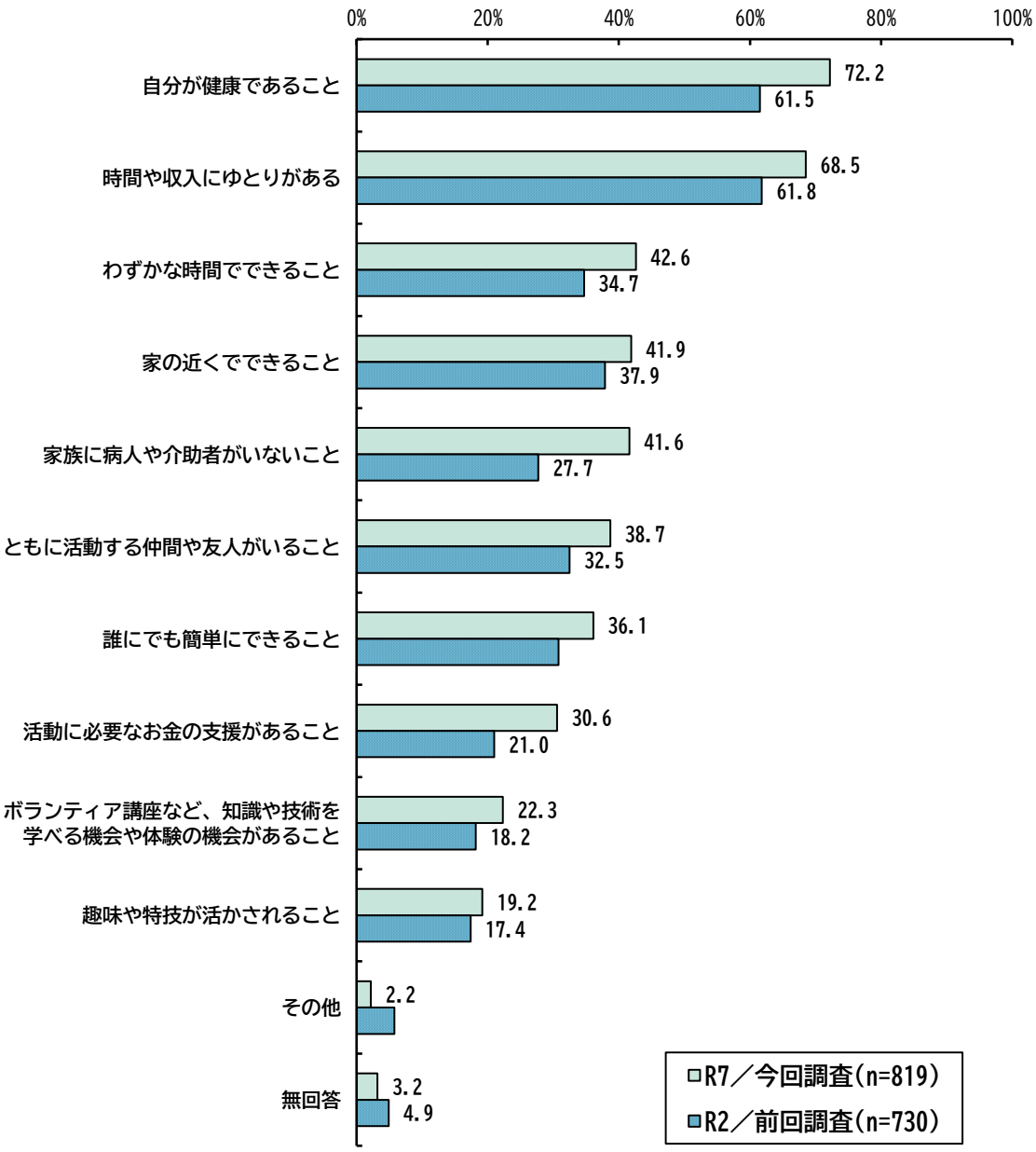
地域活動の参加状況をみると、「参加している」割合が最も高いのは“福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金”で 13.2%となっています。その他の活動への参加率は、いずれも 1 割未満となっています。一方、参加意向をみると、「参加したい」が最も高いのは参加状況と同様に“福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金”となっています。

地域活動継続の条件をみると、「自分が健康であること」が 72.2%と最も高く、次いで「時間や収入にゆとりがある」が 68.5%、「わずかな時間でできること」が 42.6%と続いています。

図表　地域活動の参加状況と参加意向（全体）



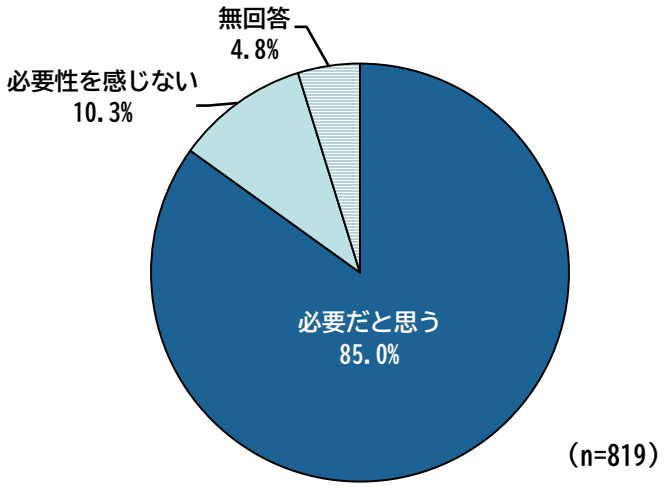
図表　地域活動継続の条件（全体、前回比較／複数回答）



（３）重層的支援体制整備事業について

「重層的支援体制整備事業」の必要性をみると、「必要だと思う」が 85.0%、「必要性を感じない」が 10.3%となっています。

図表　「重層的支援体制整備事業」の必要性（全体）



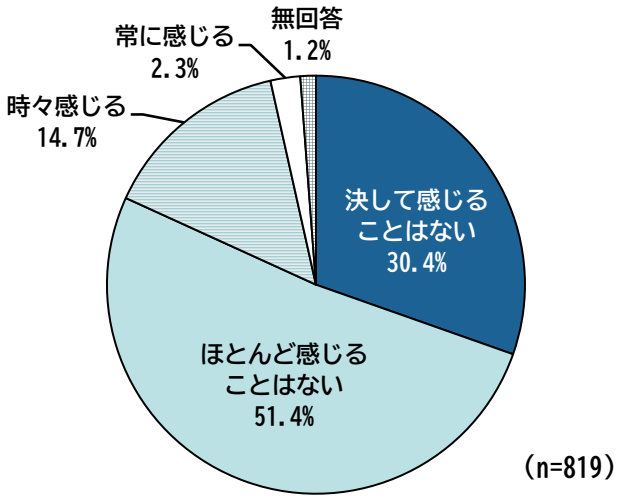
（４）孤独・孤立・ひきこもり対策について

自分は取り残されていると感じるかをみると、「時々感じる」と「常に感じる」を合計した『孤立している』と感じる割合は 17.0%となっています。

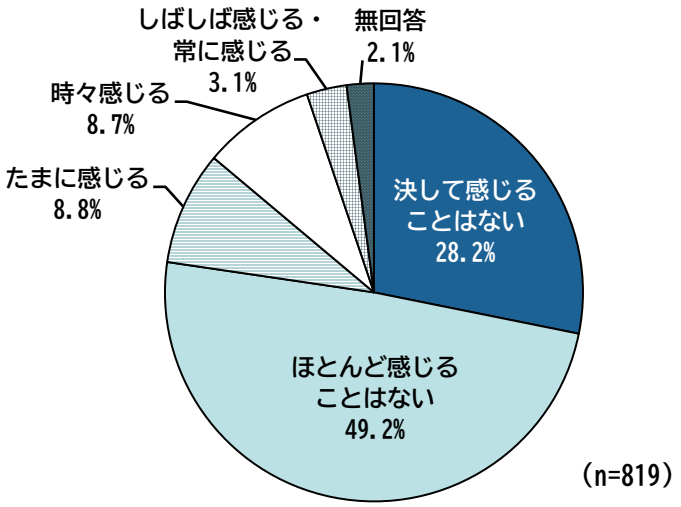
どの程度孤独であると感じるかをみると、「たまに感じる」「時々感じる」「しばしば感じる・常に感じる」を合計した『孤独を感じることがある』割合は 20.6%となっています。

孤独・孤立・ひきこもり支援に必要だと思う施策をみると、「相談できる窓口の充実」が 51.6%と最も高く、次いで「支援が必要な人を早期に把握する体制整備」が 37.6%、「適切な専門機関や支援団体につなげる仕組づくりの推進」が 33.6%と続いています。

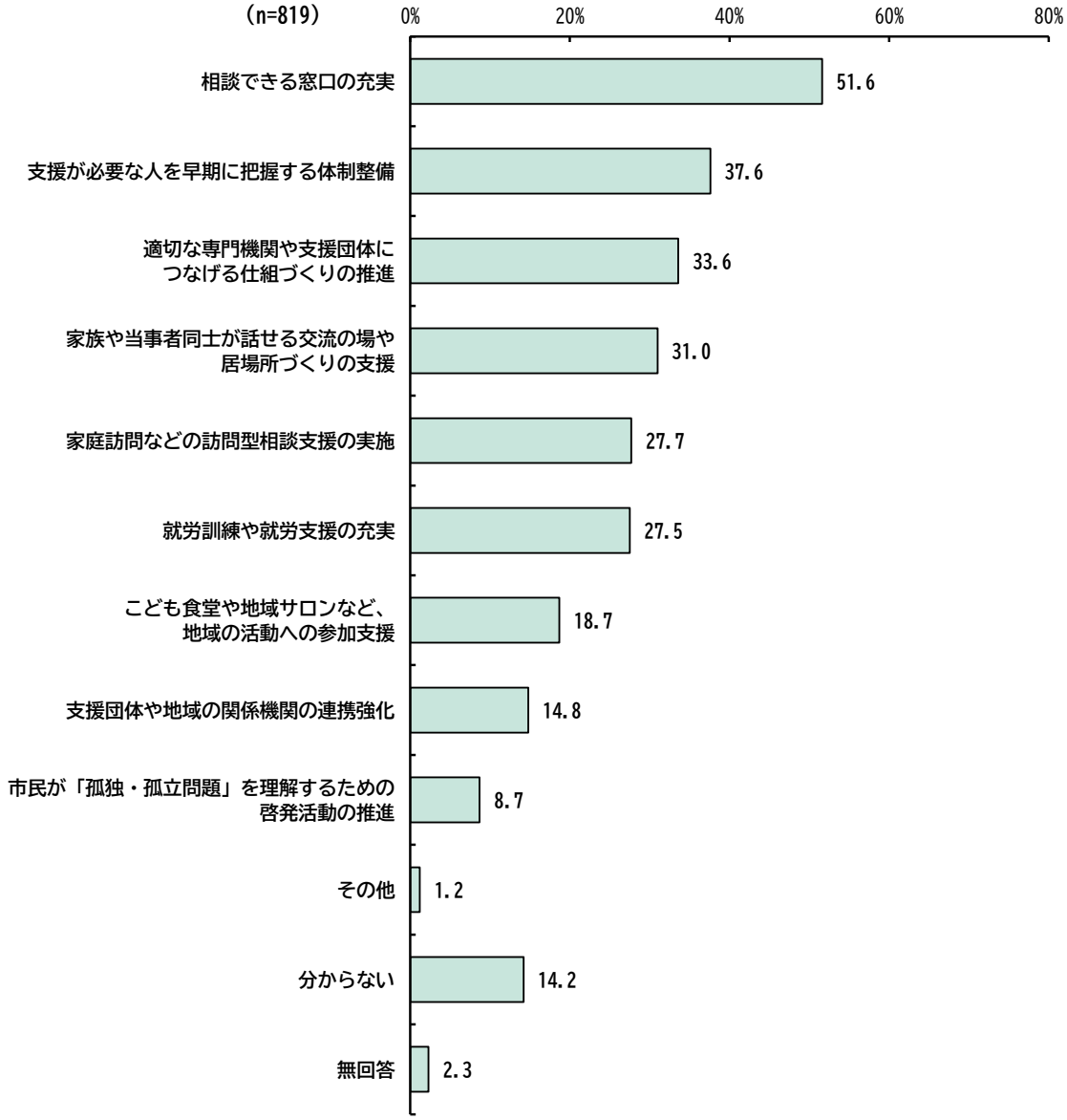
図表　自分は他の人たちから孤立していると感じるか（全体）



図表　どの程度孤独であると感じるか（全体）



図表　孤独・孤立・ひきこもり支援に必要だと思う施策（全体／複数回答）

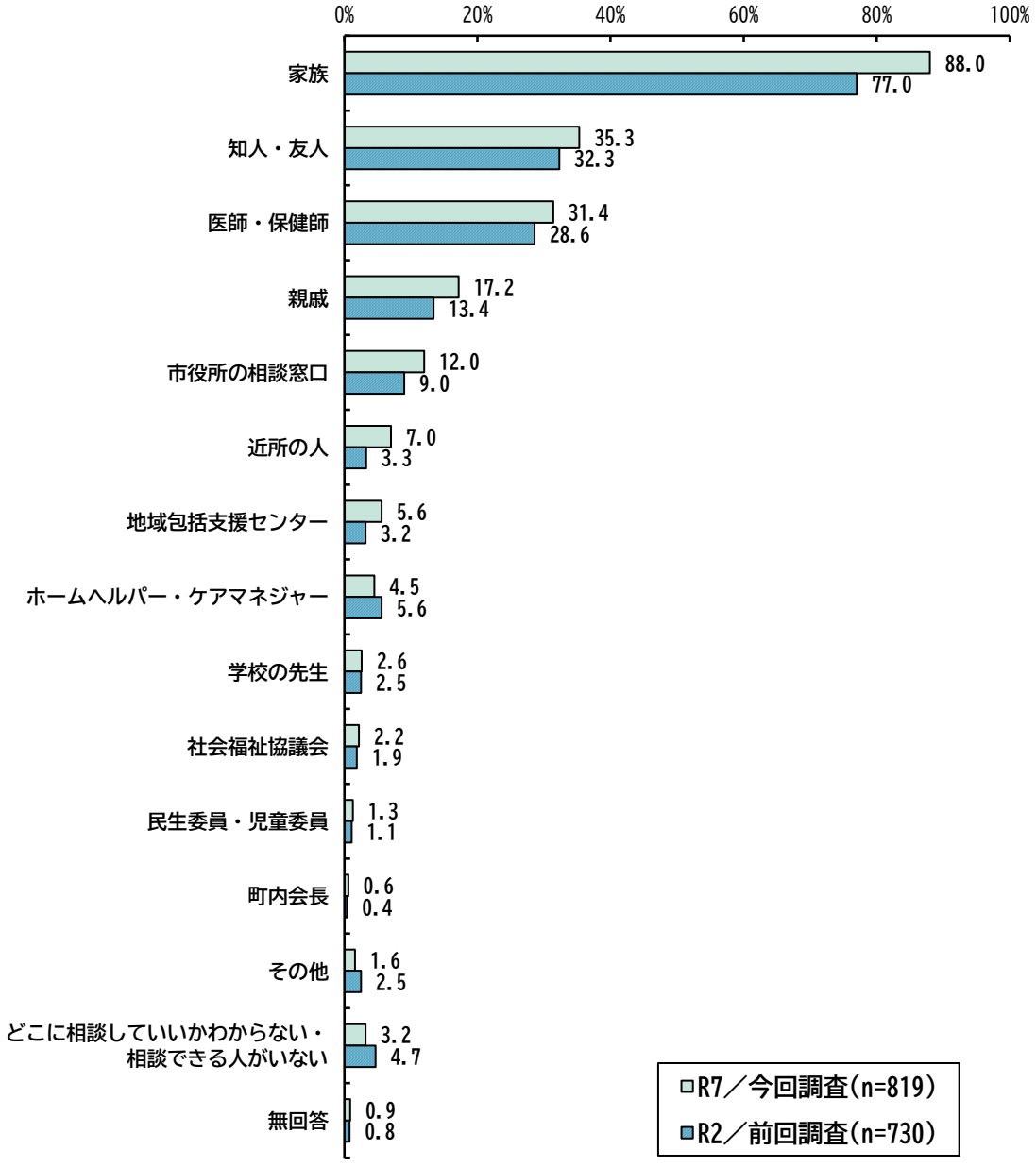


（５）相談について

日常生活や医療・福祉のことで困ったときの相談相手をみると、「家族」が 88.0％と最も高く、次いで「知人・友人」が 35.3％、「医師・保健師」が 31.4％と続いています。

悩みや不安について、どのような方法で相談できるとよいかをみると、「県や市、公的機関が開設している窓口での相談」が 50.5％と最も高く、次いで「パソコンやスマートフォンからのインターネット･メール相談」が 40.0％、「ＳＮＳやチャットによる相談」が 23.7％と続いています。年齢別にみると、15～40 歳代では「パソコンやスマートフォンからのインターネット・メール相談」、50 歳代以上では「県や市、公的機関が開設している窓口での相談」が最も高くなっています。

図表　日常生活や医療・福祉のことで困ったときの相談相手（全体、前回比較／複数回答）



図表　望む相談方法（全体、年齢別／複数回答）

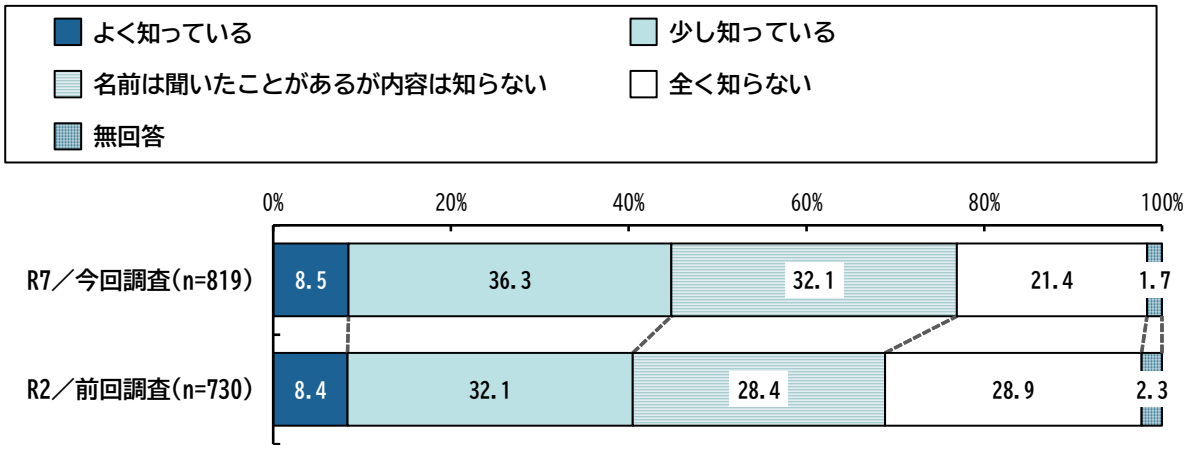
	全体	県や市、公的機関が開設している窓口での相談	パソコンやスマートフォンからのインターネット・メール相談	ＳＮＳやチャットによる相談	夜間や休日の電話相談	自治会や民間団体、民生委員・児童委員、専門家など、地域の人材	ショッピングセンターなど、公的機関以外の場所での対面相談	夜間や休日の対面相談	自宅や職場などへの訪問相談	その他	無回答
全体	819	50.5	40.0	23.7	21.1	16.7	11.8	11.2	10.9	3.7	3.5
15～20歳代	165	26.7	61.8	53.3	22.4	7.9	6.7	11.5	7.3	1.8	1.2
30歳代	86	45.3	53.5	47.7	17.4	11.6	14.0	14.0	11.6	2.3	－
40歳代	105	44.8	51.4	32.4	20.0	18.1	18.1	13.3	11.4	1.9	1.9
50歳代	109	58.7	56.9	18.3	25.7	21.1	14.7	14.7	7.3	1.8	0.9
60歳代	112	58.9	30.4	6.3	21.4	20.5	16.1	9.8	12.5	3.6	3.6
70歳代以上	237	63.7	12.7	1.7	20.3	19.8	8.0	8.4	13.9	7.2	8.0

（6）成年後見制度について

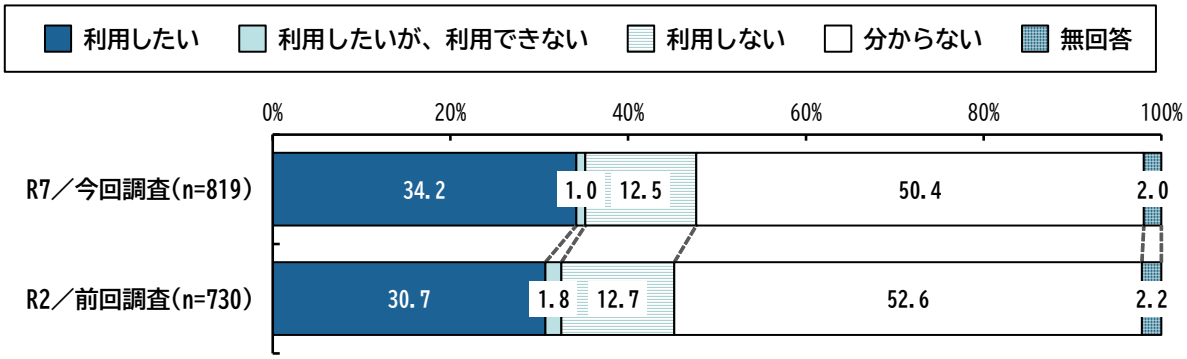
「成年後見制度」の認知状況をみると、「少し知っている」が 36.3%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が 32.1%、「全く知らない」が 21.4%と続いています。

「成年後見制度」の利用意向をみると、「利用したい」が 34.2%、「利用しない」が 12.5%となっています。

図表　「成年後見制度」の認知状況（全体、前回比較）



図表　「成年後見制度」の利用意向（全体、前回比較）

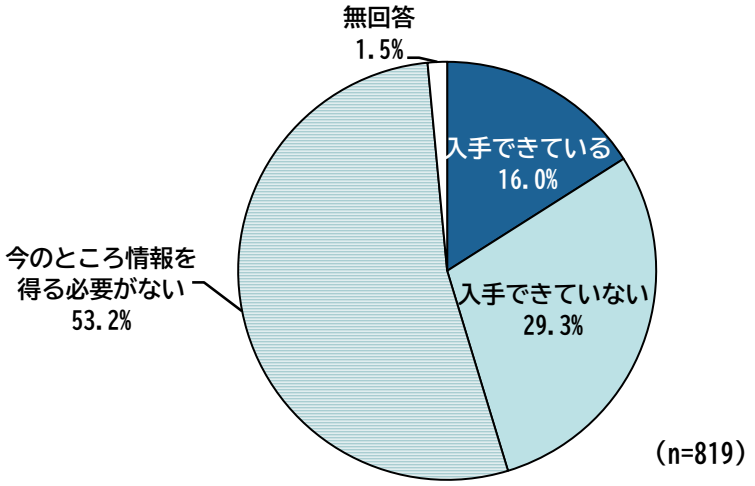


（7）情報発信について

必要な福祉の情報を入手できているかをみると、「今のところ情報を得る必要がない」が 53.2%と最も高く、次いで「入手できていない」が 29.3%、「入手できている」が 16.0%と続いています。

接しやすいと思う福祉情報の入手先をみると、「市の広報紙」が 50.2%と最も高く、次いで「市のホームページ」が 46.2%、「ガイドブック」が 30.2%と続いています。年齢別にみると、15～50 歳代は「市のホームページ」、60 歳以上では「市の広報紙」が最も高くなっています。

図表　必要な福祉の情報を入手できているか（全体）



図表　接しやすいと思う福祉情報の入手先（全体、年齢別／複数回答）

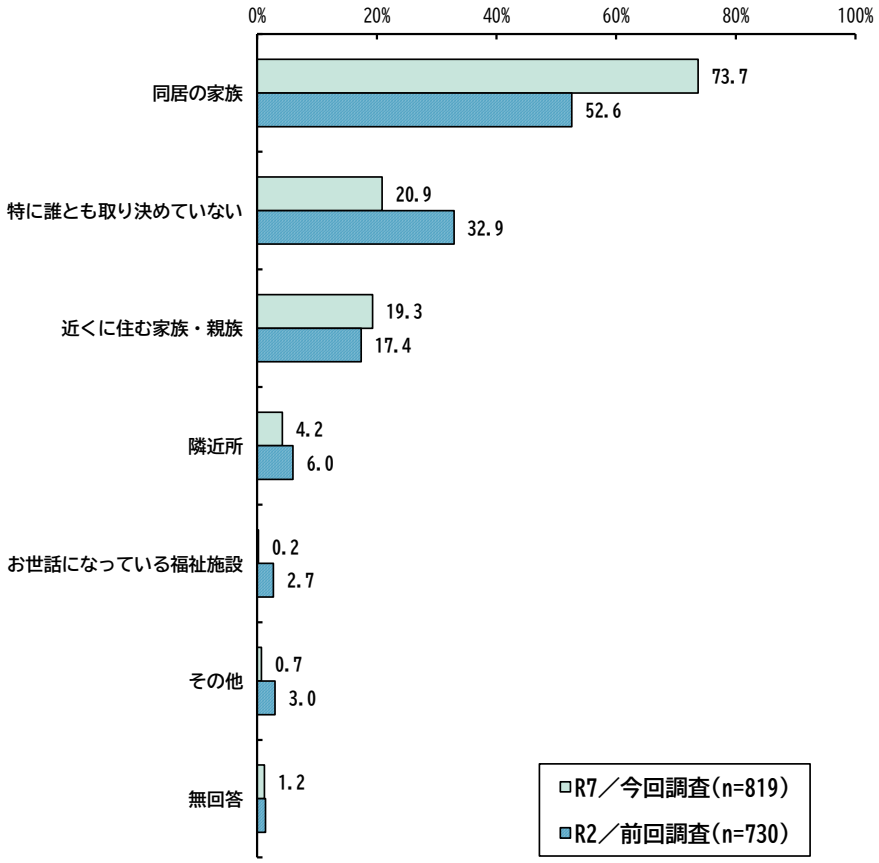
	全体	市の広報紙	市のホームページ	ガイドブック	市公式ＬＩＮＥ	公共施設等への掲示物・配布物	市公式Instagram	自治会の回覧板	市公式X（旧Twitter）	市公式YouTube	市公式Facebook	市公式note	その他	無回答
全体	819	50.2	46.2	30.2	25.9	19.5	19.3	17.9	13.8	12.7	5.4	1.2	1.8	1.7
15～20歳代	165	18.8	51.5	16.4	40.6	16.4	41.8	8.5	30.9	27.3	7.9	3.6	0.6	0.0
30歳代	86	34.9	53.5	30.2	36.0	25.6	37.2	2.3	24.4	16.3	8.1	0.0	4.7	1.2
40歳代	105	30.5	53.3	29.5	40.0	26.7	24.8	14.3	16.2	11.4	9.5	1.9	2.9	1.9
50歳代	109	53.2	61.5	33.9	35.8	18.3	22.0	12.8	12.8	15.6	8.3	0.9	3.7	1.8
60歳代	112	65.2	50.9	36.6	15.2	18.8	2.7	22.3	6.3	8.9	2.7	0.0	0.9	0.9
70歳代以上	237	78.1	27.8	35.0	6.3	16.9	1.3	30.8	0.8	2.5	0.8	0.4	0.8	3.0

（8）防災に対する備えについて

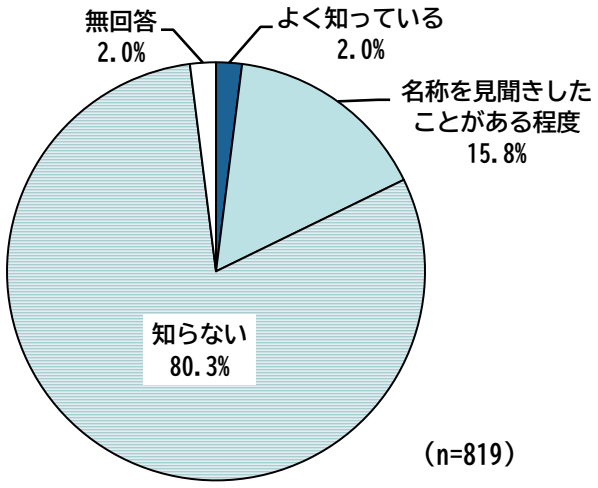
災害発生時の対応を誰かと取り決めているかをみると、「同居の家族」が 73.7%と最も高く、次いで「特に誰とも取り決めていない」が 20.9%、「近くに住む家族・親族」が 19.3%と続いています。前回調査と比較すると、「同居の家族」が 21.1 ポイント増加しています。

「避難行動要支援者支援制度」の認知状況をみると、「知らない」が 80.3%と最も高く、次いで「名称を見聞きしたことがある程度」が 15.8%、「よく知っている」が 2.0%と続いています。

図表　災害発生時の対応を誰かと取り決めているか（全体、前回比較／複数回答）



図表　「避難行動要支援者支援制度」の認知状況（全体）

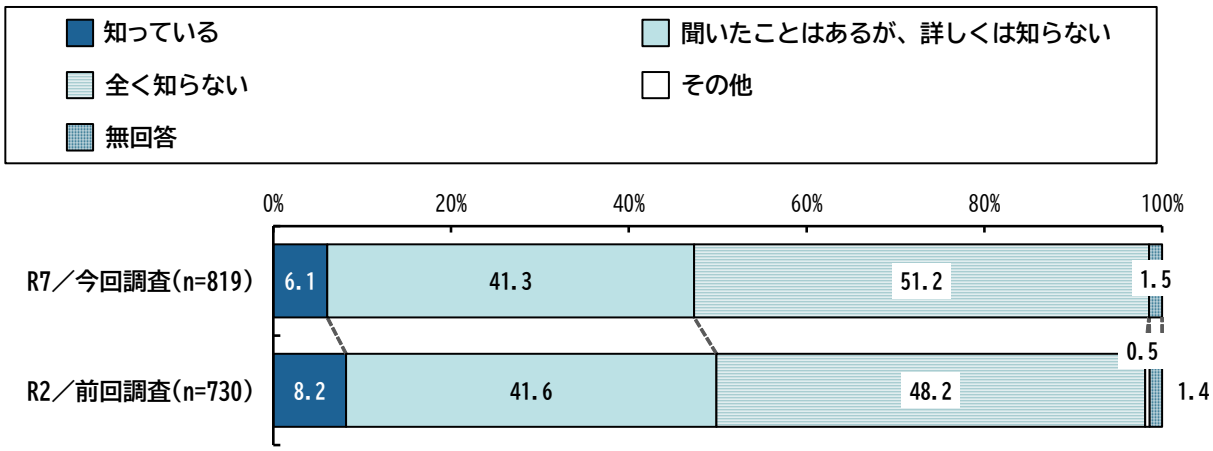


（９）再犯防止の取り組みについて

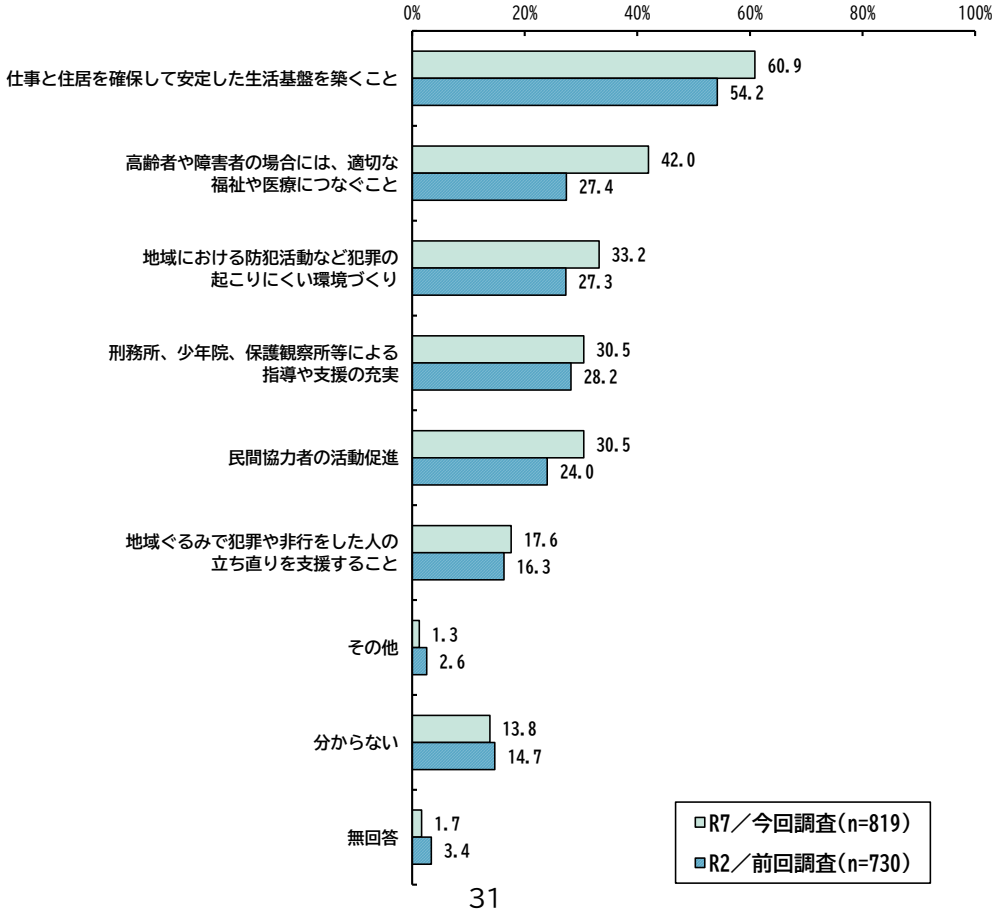
再犯防止に関する取組みの認知状況をみると、「全く知らない」が 51.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が 41.3%、「知っている」が 6.1%と続いています。前回調査と比較すると、「全く知らない」が 3.0 ポイント増加しています。

再犯防止のために必要だと思うことをみると、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築くこと」が 60.9%と最も高く、次いで「高齢者や障害者の場合には、適切な福祉や医療につなぐこと」が 42.0%、「地域における防犯活動など犯罪の起こりにくい環境づくり」が 33.2%と続いています。

図表　再犯防止に関する取組みの認知状況（全体、前回比較）



図表　再犯防止のために必要だと思うこと（全体、前回比較／複数回答）

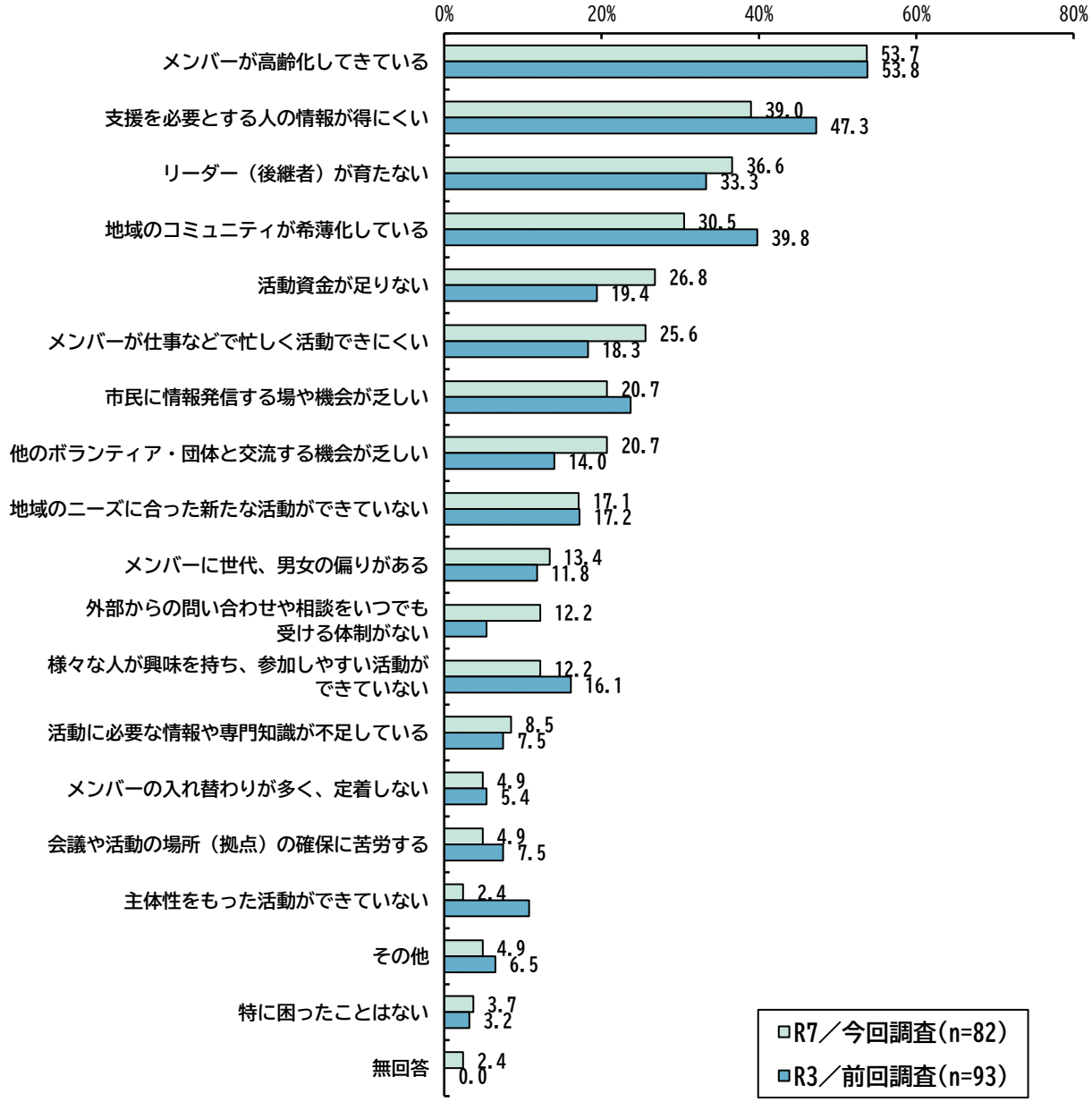


3　事業所アンケートからみる現状

（1）福祉活動を行う上での困りごと

福祉活動を行う上で困ることをみると、「メンバーが高齢化してきている」が 53.7%と最も高く、次いで「支援を必要とする人の情報が得にくい」が 39.0%、「リーダー（後継者）が育たない」が 36.6%と続いています。

図表　福祉活動を行う上での困りごと（全体、前回比較／複数回答）



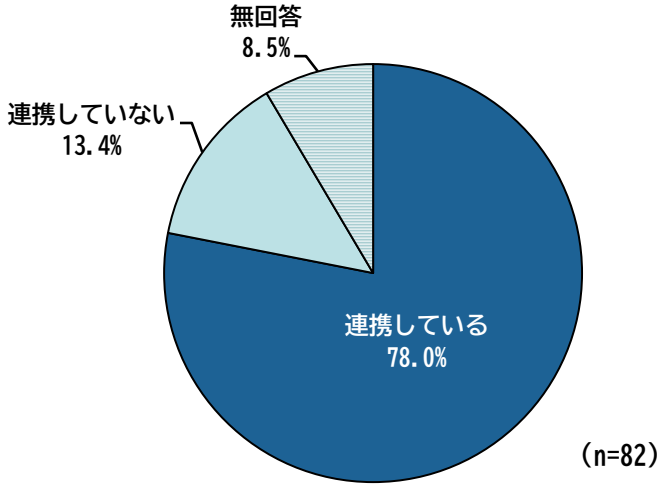
（２）他団体との連携について

他団体との連携はあるかをみると、「連携している」が 78.0%、「連携していない」が 13.4%となっています。

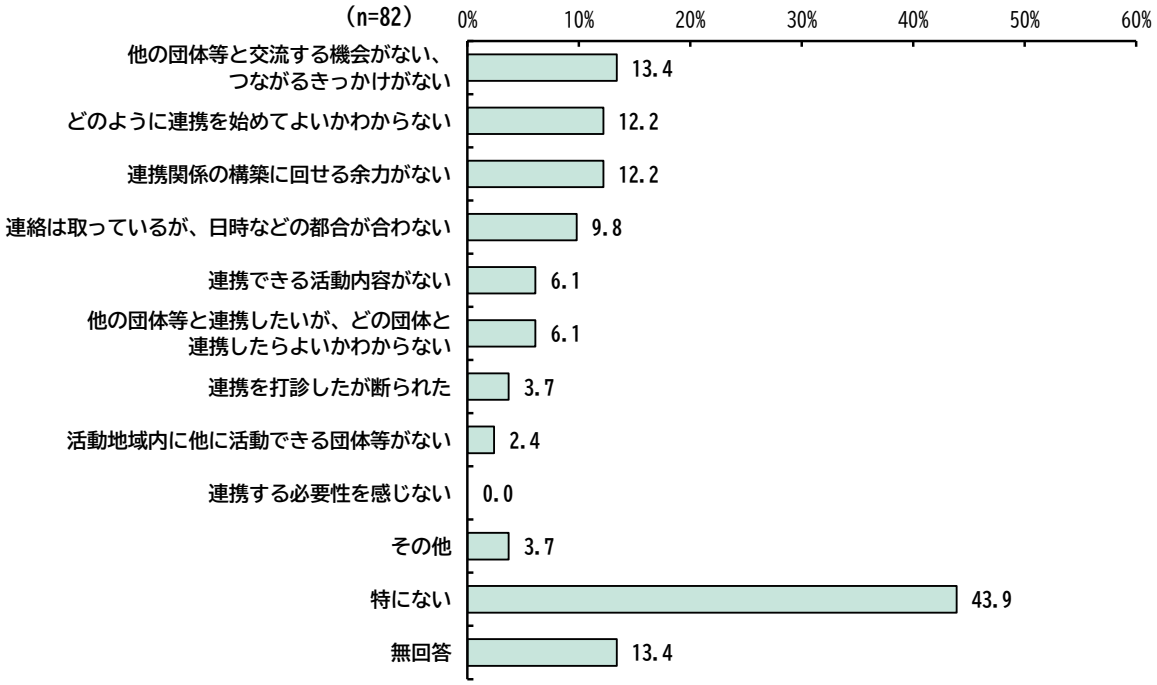
連携する上での困りごとをみると、「他の団体等と交流する機会がない、つながるきっかけがない」が 13.4%、「どのように連携を始めてよいかわからない」及び「連携関係の構築に回せる余力がない」がともに 12.2%となっています。

他団体機関との連携が必要だと感じるかをみると、「必要だと思う」が 95.1%、「必要性を感じない」が 2.4%となっています。必要と回答した団体に連携・協力したい団体や機関をたずねたところ、「徳島県・徳島市」が 78.2%で最も高く、次いで「地域包括支援センター」が 61.5%、「社会福祉協議会」が 59.0%と続いています。

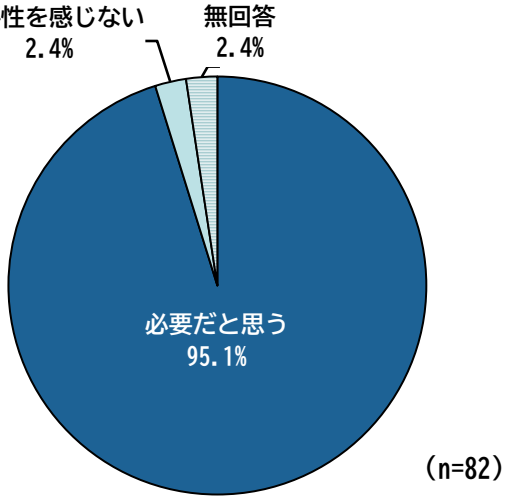
図表　他団体との連携はあるか（全体）



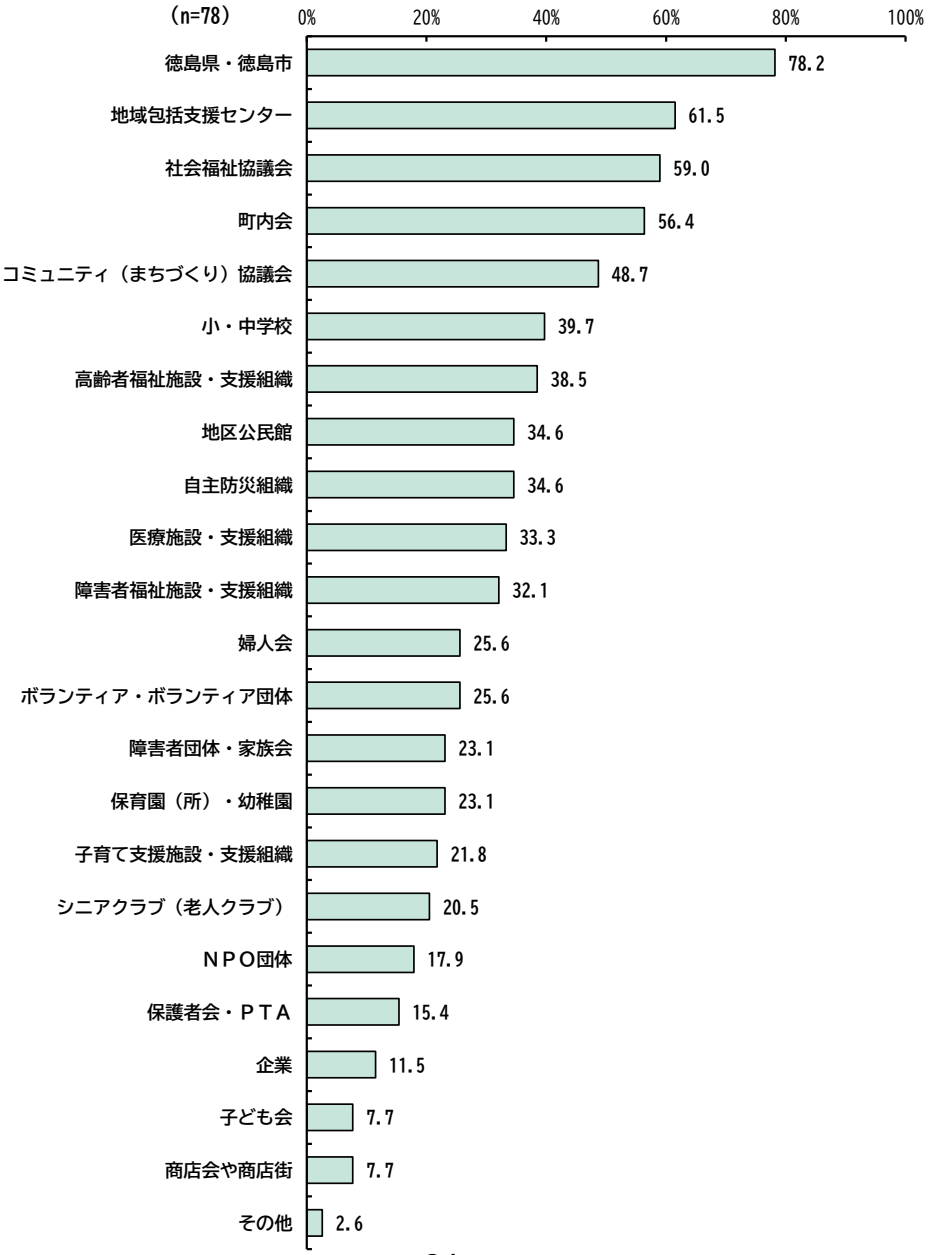
図表　他団体と連携する上での困りごと（全体／複数回答）



図表　他団体機関との連携が必要だと感じるか（全体）



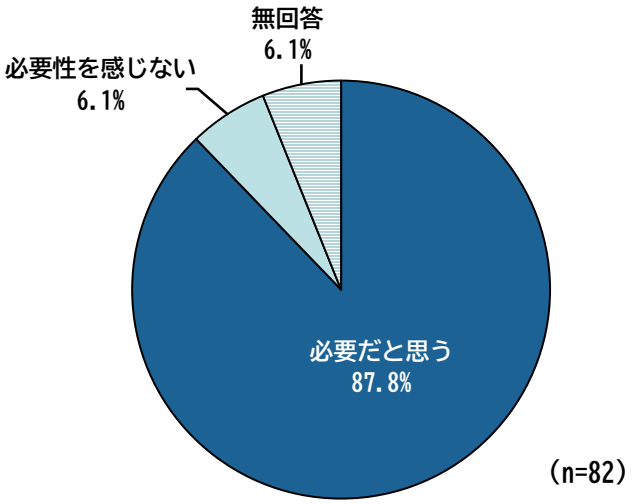
図表　連携、協力したい団体や機関（全体／複数回答）



（3）重層的支援体制整備事業について

「重層的支援体制整備事業」の必要性をみると、「必要だと思う」が 87.8%、「必要性を感じない」が 6.1%となっています。

図表　「重層的支援体制整備事業」の必要性（全体）



４　徳島市の地域福祉をめぐる主な課題

（１）地域コミュニティの維持と強化

近所付き合いの程度をみると、「会ったときにあいさつをかわす程度」が 52.9％と最も高く、次いで「会えば立ち話をする程度」が 22.8％、「困っていることがあれば助け合うような人がいる」が 13.1％と続いています。

年齢別にみると、15～20 歳代では「会えば立ち話をする程度」が 2.4％と他の年齢に比べて低い一方、「特に付き合いはない」が 20.0％と他の年齢に比べて高くなっており、15～20 歳代は最も近所付き合いが希薄な年代であることが伺えます。

地域への関わりが薄い若い世代やひとり暮らしの高齢者、人との関わりが苦手な人が集える場が不足しており、居場所づくりとつながりのきっかけづくりや、様々な世代の交流の機会や拠点となる場の確保が必要です。

（２）地域福祉の担い手の育成

地域活動の参加状況をみると、「参加している」割合が最も高いのは“福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金”で 13.2％となっています。その他の活動への参加率は、いずれも 1 割未満となっています。一方、参加意向をみると、「参加したい」が最も高いのは参加状況と同様に“福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金”となっています。参加状況と参加意向を比較すると、いずれの活動においても「参加したい」が「参加している」を上回っていることから、参加したいけれど参加できていない人が多いという現状がみられます。

地域活動継続の条件として、「自分や家族の健康」「時間や収入のゆとり」「家の近く」「仲間や友人がいること」「誰でも簡単にできること」などがあります。活動に参加しやすくするためには、単発・短時間で参加できる、一人でも気兼ねなく参加できる、参加するきっかけづくりなどが求められています。 また、年代や性別、障害の有無等に関わらず誰もが地域で活躍する場や機会の工夫が重要となっています。

（３）地域活動団体への参加促進・活動支援

地域活動団体が福祉活動を行う上で困ることをみると、「メンバーが高齢化してきている」が 53.7％と最も高く、次いで「支援を必要とする人の情報が得にくい」が 39.0％、「リーダー（後継者）が育たない」が 36.6％と続いています。

活動団体の支援として、団体や活動へのＰＲなど、潜在的な活動の担い手に対する情報不足の解消のためのサポートが期待されています。

（４）身近な地域における連携・協働

地域活動団体が福祉活動を行う上で他団体と連携しているかについて、「連携している」が 78.0%、「連携していない」が 13.4%となっています。連携する上での困りごとをみると、「他の団体等と交流する機会がない、つながるきっかけがない」が 13.4%、「どのように連携を始めてよいかわからない」及び「連携関係の構築に回せる余力がない」がともに 12.2%となっています。

他団体との連携の必要性については、「必要だと思う」が 95.1%とほとんどの団体が連携の必要性を認識しており、連携・協力したい団体や機関は「徳島県・徳島市」「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」「町内会」「コミュニティ（まちづくり）協議会」などが多くなっています。

複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域住民、多様な活動主体がつながり、地域課題を共有し、解決策を検討していくことが大切です。多様な活動主体や分野を超えた専門機関が連携して、地域と協働しながら課題解決に取り組むために、地域、専門機関、市の重層的なネットワークを構築するなど、多様な主体の参画と協働による地域づくりを進める必要があります。

（５）重層的支援体制整備事業の実施

重層的支援体制整備事業とは、さまざまな困難な課題を抱える人、世帯に対し、今ある制度や事業を活かしつつ、支援体制の垣根を越えて、包括的に支援できるよう行政、地域、支援機関など様々な部署が重なりあって支援をする事業です。

重層的支援体制整備事業の必要性について、市民は 85.0%、事業所は 87.8%が「必要だと思う」と回答しています。

本市においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護・障害・子ども・生活困窮等の属性を問わない包括的な支援体制について、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ整備していくことが求められています。

（６）支援が必要な人の把握、孤独・孤立の防止

自分は他の人たちから孤立していると「常に感じる」が 2.3%、「時々感じる」が 14.7%と『孤立している』と感じる割合は 17.0%となっています。また、孤独であると感じるかについて、「しばしば感じる・常に感じる」が 3.1%、「時々感じる」が 8.7%、「たまに感じる」が 8.8%と『孤独を感じることがある』割合は 20.6%となっています。

孤独・孤立・ひきこもり支援に必要だと思う施策は、市民・事業所ともに「相談できる窓口の充実」「支援が必要な人を早期に把握する体制整備」「適切な専門機関や支援団体につなげる仕組づくりの推進」「家族や当事者同士が話せる交流の場や居場所づくりの支援」などの回答が多くなっています。

今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。孤独・孤立の問題に関する相談窓口の周知や、孤独・孤立の問題を抱えている人がつながりを実感できる地域づくりを進めるとともに、潜在的な課題を抱える人の発見や適切な対応策を検討する必要があります。

（７）相談体制の充実

日常生活や医療・福祉のことで困ったときの相談相手をみると、「家族」が 88.0％と最も高く、次いで「知人・友人」が 35.3％、「医師・保健師」が 31.4％と続いています。前回調査と比較すると、「医師・保健師」「市役所の相談窓口」「地域包括支援センター」といった公的な相談窓口の割合が増加しています。

悩みや不安について、どのような方法で相談できるとよいかについては、「県や市、公的機関が開設している窓口での相談」が 50.5％と最も高く、次いで「パソコンやスマートフォンからのインターネット・メール相談」が 40.0％、「ＳＮＳやチャットによる相談」が 23.7％と続いています。15 歳～40 歳代では「パソコンやスマートフォンからのインターネット・メール相談」「ＳＮＳやチャットによる相談」を望む割合が高く、若年層から中年層にとっては対面や電話よりインターネットを活用した相談の方が敷居が低いものと考えられます。

市民が身近な地域において、いつでも安心して気軽に相談できるように、各種相談窓口についての周知と手法の工夫が必要です。

また、地域の相談支援機関はその専門性・相談スキルの向上を図るとともに、相談支援機関同士が互いにその活動内容や役割をより一層理解し、相談対応の場面では連携を図りながら柔軟に対応することが求められています。さらに、高齢者・障害者・子ども・生活困窮など、複合的な課題を有する方への支援体制として重層的支援体制整備事業による支援の強化が必要です。

（８）成年後見制度の利用促進

成年後見制度の認知状況は「よく知っている」が 8.5％、「少し知っている」が 36.3％と制度を認知している割合は半数以下となっています。自分や親族が認知症などにより判断が十分にできなくなった場合には「利用したい」と回答した割合は 34.2％と前回調査から若干増加しています。

認知症高齢者を地域で支える取り組みや、知的障害者や精神障害者の地域生活への移行が進められていること、特殊詐欺の増加など、判断能力が不十分となった人を取り巻く環境は急激に変化しています。このような背景から、成年後見制度等の利用促進や普及啓発を進めてきていますが、依然として必要な人に情報が届いていない可能性があるため、今一度周知の強化を図るとともに、見守り活動の充実や適切に支援につなぐ仕組みづくりが必要と考えられます。

（9）市民がアクセスしやすい情報発信

必要な福祉の情報を入手できているかについて、「今のところ情報を得る必要がない」が53.2%ですが、「入手できている」が16.0%、「入手できていない」が29.3%となっています。接しやすい福祉情報の入手先では60歳以上は「市の広報紙」、15～50歳代は「市のホームページ」が最も多く、他の市公式のline、Instagramなども若年層の割合が高くなっています。

福祉をはじめとする必要な情報を入手しやすく、内容もわかりやすく工夫することが必要です。また、市の広報紙やホームページ、ＳＮＳの積極的な活用などさまざまな媒体を通じて、ライフステージに合わせた情報媒体にも配慮し、誰もが必要なときに必要な情報を得られ、支援が必要な人に確実に届けるため、情報バリアフリー化に取り組む必要があります。

（10）防災活動の推進

災害発生時の対応を誰かと取り決めているかについて、「同居の家族」が73.7%と最も多く、前回調査と比較して21.1ポイント増加しています。能登半島地震をはじめ近年の自然災害の影響からか家族と取り決めをしている割合が高くなっていますが、避難行動要支援者支援制度については８割程度が「知らない」と回答しています。

地域において見守り助け合う防災力を高めるためには、日頃からの関係づくりが必要です。また、災害時に配慮が必要な人に支援が行き届くよう、「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」といった制度のわかりやすい周知が必要です。

（11）再犯防止

再犯防止に関する取り組みの認知状況について、「知っている」が6.1%、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が41.3%で、前回調査より知っている割合が減少しています。再犯防止のために必要だと思うことをみると、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築くこと」が60.9%と最も高く、次いで「高齢者や障害者の場合には、適切な福祉や医療につなぐこと」が42.0%、「地域における防犯活動など犯罪の起こりにくい環境づくり」が33.2%と続いています。

犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障害者など福祉的な支援が必要な人や、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染めてしまう人などが多く、犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰の促進が再犯防止にあたって重要です。

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

住み慣れた地域で共に支え合い、
誰もが自分らしく安心して暮らせる
まちの実現

令和４年３月に策定された第３期徳島市地域福祉計画では、「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現」を基本理念に掲げて、福祉施策を推進してきました。

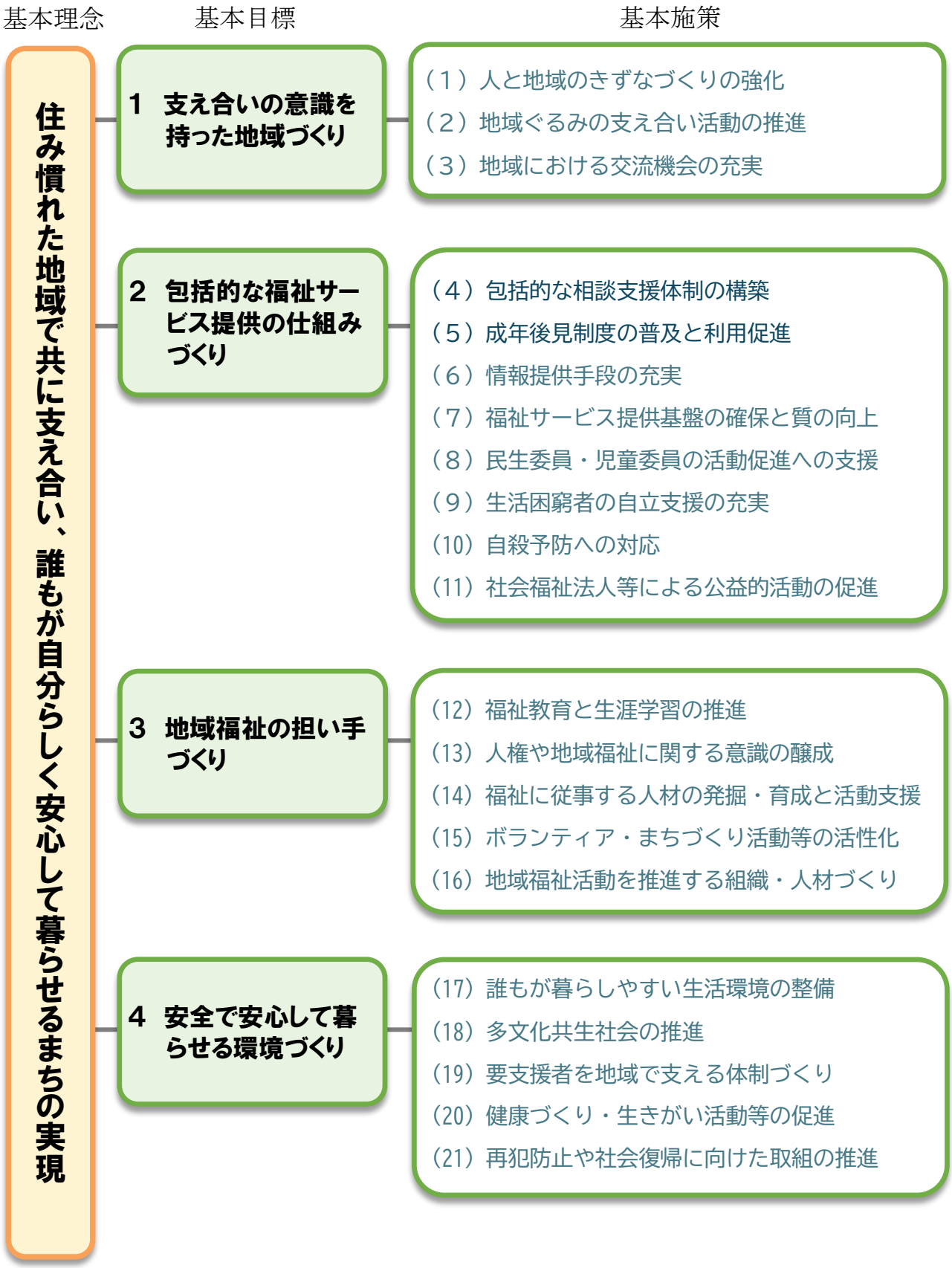
近年、少子高齢化、核家族化、単身世帯化、価値観の多様化等により、社会的なつながりが希薄化し、地域で助け合い、支え合う関係の強化や、地域課題への対応が必要となっています。さらには、大規模な災害や世界情勢の不安定さも加わり、いつ自分たちの生活が変化するかも予測がつかない状況となっています。

これらの地域課題や新たな社会問題等の解決に取り組み、一人ひとり自分らしく活躍できる徳島市を実現するためには、行政及び社会福祉協議会、地域住民、関係機関等がこれらの課題を「我が事」として共有し、地域で支え合う仕組みを強化するとともに、あらゆる地域住民へ呼びかけ、理解と協力を得る努力を継続することが大切です。住民は地域福祉の担い手であり、地域福祉の受け手でもあります。地域が一人のために、一人が地域のために、お互いさまの心で支え合うことが、本市の目指す地域福祉の姿であり、そのためには「まち」に愛着を持って、住み慣れた地域で暮らしていく人の視点が重要です。

令和７年３月に策定された徳島市総合計画 2025 では、「おどる街　つながる笑顔　水都とくしま」を将来像として掲げ、政策の達成に向けて取り組む具体的な施策として「地域福祉の充実」を推進し、目指すべき姿としては「市民一人ひとりが福祉活動に関心を持ち、自主的に身近な地域の生活課題に住民主体で取り組むことにより、全ての人が年齢や障害の有無などに関わらずともに支え合い、安心して暮らしています」と定めています。

本計画では、総合計画における施策の推進に向けて、第４期計画となる本計画においても、第３期計画から掲げている「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現」を引き続き基本理念として掲げ、これまでの取組や地域の現状や課題を踏まえつつ、将来の課題を見据えた基本目標や施策の評価指標を定め、実現に向けて取り組みます。

2　計画の体系


基本理念
基本目標
基本施策
住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現
1　支え合いの意識を持った地域づくり
（1）人と地域のきずなづくりの強化
（2）地域ぐるみの支え合い活動の推進
（3）地域における交流機会の充実
2　包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり
（4）包括的な相談支援体制の構築
（5）成年後見制度の普及と利用促進
（6）情報提供手段の充実
（7）福祉サービス提供基盤の確保と質の向上
（8）民生委員・児童委員の活動促進への支援
（9）生活困窮者の自立支援の充実
（10）自殺予防への対応
（11）社会福祉法人等による公益的活動の促進
3　地域福祉の担い手づくり
（12）福祉教育と生涯学習の推進
（13）人権や地域福祉に関する意識の醸成
（14）福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援
（15）ボランティア・まちづくり活動等の活性化
（16）地域福祉活動を推進する組織・人材づくり
4　安全で安心して暮らせる環境づくり
（17）誰もが暮らしやすい生活環境の整備
（18）多文化共生社会の推進
（19）要支援者を地域で支える体制づくり
（20）健康づくり・生きがい活動等の促進
（21）再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進

３　基本目標及び施策の評価指標

基本理念を実現するための施策の柱として、以下の４つの基本目標及び施策の評価指標を掲げ、本計画を推進します。

基本目標１　支え合いの意識を持った地域づくり

住み慣れた地域で共に支え合うまちづくりを実現するためには、性別や年齢などに関わらず、お互いを認め合い、支え合い、助け合うことや、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、地域活動に参加することが大切です。

コミュニティの希薄化や社会的孤立が課題となっているため、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進することで、地域の課題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。

〈第３期計画の評価指標の進捗状況〉

項目	第３期計画策定時 令和２年度	第４期計画策定時 令和７年度	第３期計画策定時 目標
町内会などの地域活動やボランティアなどの市民活動が盛んであると感じる市民の割合	39.6%	測定不能※１	46%

〈第４期計画の評価指標〉

項目	第４期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
コミュニティセンターにおける地域団体の利用件数	6,826 件	7,000 件

※１　第３期計画の評価指標は徳島市総合計画 2021（前計画）の指標を用いたが、令和７年３月の改定で廃止されたため実績が把握できませんでした。第４期計画では「コミュニティセンターにおける地域団体の利用件数」を新指標に設定し、継続的に進捗管理を行います。

※2　次期計画の策定作業を行う令和 13 年度時点で、把握可能な最新の実績データが前年度（令和 12 年度）のものとなるため、本計画における目標年度は令和 12 年度としています。

基本目標２　包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「老老介護」「８０５０問題」「ダブルケア」「ヤングケアラー」など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。こうした地域生活課題に対応するためには、分野を問わない包括的な相談・支援の仕組みづくりが必要です。併せて、課題が容易には解決に至らない場合でも、本人が社会的孤立に陥らないよう、支援者や地域とつながり続ける支援（伴走型支援）を構築する必要があります。地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、本市では「相談支援」「参加支援事業」「地域づくり事業」を一体的に実施する重層的支援体制の整備・構築に向け、あらゆる主体が参加・協働して地域での支え合いの充実を図ります。

また、ニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、それらのサービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いた効果的な情報発信の充実を図ります。

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分な人の支援者（成年後見人等）を選任することにより、その人の意思や尊厳を尊重し、法的に支援する制度です。認知症や単独世帯の高齢者等の増加により権利擁護支援の必要性が高まる中、成年後見制度の普及や利用促進を図ることが重要です。地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の周知啓発の拡充や相談窓口の明確化、地域での見守りや相談・支援機関のネットワーク体制を構築し、権利擁護の必要な人の特性に応じた適切な支援体制づくりを推進します。

〈第３期計画の評価指標の進捗状況〉

項目	第３期計画策定時 令和２年度	第４期計画策定時 令和７年度	第３期計画策定時 目標
成年後見制度を知っている人の割合	40.5%	44.8%	50%
権利擁護・虐待・支援困難事例相談件数	5,910 件	6,143 件	6,030 件

〈第４期計画の評価指標〉

項目	第４期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
成年後見制度を知っている人の割合	44.8%	50%
権利擁護・虐待・支援困難事例相談件数	6,143 件	6,200 件

基本目標３　地域福祉の担い手づくり

地域福祉の考え方は、全ての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。こうした福祉の心を醸成するためには、住民一人ひとりが､｢福祉｣について理解を深め､その重要性を認識することが必要不可欠です。「地域福祉」に関する福祉教育の充実を図ることで、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育み、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む存在となります。それは同時に、地域活動の担い手の確保にもつながります。

また、気軽にボランティア活動等に参加できる機会を創出することで、福祉の心を育み、その活動を継続的に支援することで、活動の活発化を図ります。

〈第３期計画の評価指標の進捗状況〉

項目	第３期計画策定時 令和２年度	第４期計画策定時 令和７年度	第３期計画策定時 目標
民生委員・児童委員の充足率	99.4%	99.0%	100%

〈第４期計画の評価指標〉

項目	第４期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
民生委員・児童委員の充足率	99.0%	100%

基本目標４　安全で安心して暮らせる環境づくり

誰もが安全で安心して暮らせる環境をつくるためには、移動手段、施設や道路環境、バリアフリー化などのハード面での整備だけではなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。

支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の情報の把握や地域での見守り活動、災害時の避難支援及び避難所における支援体制活動等の体制づくりを推進します。また、地域の防犯対策や再犯防止対策等のセーフティネットの整備に努めます。

〈第３期計画の評価指標の進捗状況〉

項目	第３期計画策定時 令和２年度	第４期計画策定時 令和７年度	第３期計画策定時 目標
要支援者情報の提供に関する同意者数	1,532 人	指標終了※２	3,990 人
避難行動要支援者の個別計画策定者数	1,376 人	1,603 人	2,850 人

〈第４期計画の評価指標〉

項目	第４期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
避難行動要支援者の個別計画策定者数	1,603 人	2,300 人

※２　徳島市では令和７年に条例を定め、地域関係者へ要支援者情報を提供する際、本人の同意を得ることを要しないこととしました。これにより、要支援者情報の提供の拒否を申し出た対象者以外の情報が共有できるようになったため、本指標を達成したと判断し、第４期計画から除外します。

4　他の関連計画との連携

本計画では、地域でともに支え合い協働して取り組む「地域共生社会」の実現と、地域福祉のより一層の充実を図るため、他の関連計画で掲げている基本理念や重点目標等の達成に向けて、連携して推進します。

高齢者（徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第９期））

≪基本理念≫高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現
≪重点目標≫基本目標１　地域ぐるみ支え合い体制づくり
基本目標２　高齢者を支える介護体制づくり

障害者（徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画　ふれあい共生プラン）

≪基本理念≫障害の有無によって分け隔てられることなく、 相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく 安心して暮らせる共生社会の実現
≪重点目標≫基本目標１　障害者の社会参加の促進
基本目標２　障害者の福祉に関する相談機能の充実
基本目標３　障害者の就労･生活の支援
基本目標４　障害者が暮らしやすい環境づくり

子育て（第３期徳島市子ども・子育て支援事業計画）

≪基本理念≫基本理念１　質の高い教育･保育の提供
基本理念２　地域の子ども･子育て支援の充実
基本理念３　子どもの権利利益を保ち、孤立させることのない社会の実現
≪重点目標≫施策の柱１　総合的な子ども･子育て支援の推進
施策の柱２　質の高い教育･保育の提供･拡充
施策の柱３　身近な地域における子ども･子育て支援の充実
施策の柱４　子どもや子育てにやさしい環境づくりの推進
施策の柱５　子ども自らが将来を選択できる支援の充実

こども（徳島市こども計画）

≪めざすもの≫笑顔がつながる、未来がおどるまち
≪基本的な方針≫方針１　こども･若者を権利の主体として認識し、その多様な人格･個性を尊重し、権利を保障し、こども･若者の今とこれからの最善の利益を図る。
方針２　こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
方針３　こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
方針４　良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども･若者が幸せな状態で成長できるようにする。
方針５　若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観･考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む「あい路」の打破に取り組む。
方針６　施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

健康づくり・自殺対策（徳島市健康づくり計画（第３次）・徳島市自殺対策計画（第２次）「とくしま・えがお 21（第３次）」）

≪基本理念≫すべての市民が生涯にわたり、 心身ともに健康的な生活を送り、“いのち”をつなぐことができるまち

≪基本方針≫方針１　健康寿命の延伸

方針２　誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現

5　地域福祉に携わる様々な主体

本計画の目標を達成し、地域福祉を推進していくためには、地域住民の参加を促進するとともに、福祉事業所・団体、社会福祉協議会、行政などの地域福祉に携わる主体が相互に協力し、地域課題の解決に向けて、取組を推進することが重要です。

また、地域共生社会の実現には、地域に根ざした助け合いが必要なため、各主体の「自助」「互助」「共助」「公助」が行われやすい環境の構築を図り、総合的、長期的な視点から各目標の達成に向けて取り組む必要があります。

このため、次のような役割のもとに協働体制による計画の推進をめざします。

〈改正社会福祉法〉

（地域福祉の推進）
第四条②　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（１）地域住民に期待する役割（自助）

市民には、地域福祉の担い手になることが期待されています。市民一人ひとりが、福祉に対する意識を高め、地域社会の構成員であることの自覚を持つことが大切です。

個人が持っている知識や技術を活かし、町内会やボランティア等の地域活動に積極的に参加するなどの役割が求められています。

（２）地域に期待する役割（互助）

地域には、互助の力を高めることが期待されています。町内会等の地域団体は、一定の地域内の住民で構成され、住みよいまちづくりを推進していく原動力となる、最も身近な組織です。団体の会合の際に、保健福祉に関する学習会を開催したり、地域の課題について考える座談会を開催したりするなど、地域住民の関心を高める役割が期待されます。

また、地域でのつながりを活かし、近隣での見守りなどの活動を実施したり、地域内の様々な機関と連携・協力したり、ネットワークを地域に根付かせる役割が求められています。

（3）福祉事業所・団体等などに期待する役割

福祉事業所は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携など、専門性を生かして、積極的に地域福祉の拠点としての役割を担うことが期待されます。

また、ボランティアや NPO をはじめとする団体等には、地域の支え合いの活動主体として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けて柔軟に対応するとともに、地域住民に向けた活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

（4）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たすことが期待されます。

そのため、計画の各分野で住民、ボランティア、福祉団体等と協働して地域福祉の推進を先導できるよう、社会福祉協議会の機能を強化します。

（5）行政の役割

本市は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っており、関係する保健、医療、環境、雇用、住宅、教育など幅広い分野の部署と連携を強化し、一体となって施策を推進します。また、住民が積極的に地域福祉活動に参加できるよう、参加の機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

さらに、重層的支援体制整備事業において、本市は実施主体として、高齢・障害・子ども・生活困窮といった縦割りの分野を超えた包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する中核的な役割を担います。

第５章　施策の展開

基本目標１　支え合いの意識を持った地域づくり

基本施策（１）人と地域のきずなづくりの強化

現状と課題

市民アンケートによると、近所付き合いは「会ったときにあいさつをかわす程度」が52.9%と最も高く、次いで「会えば立ち話をする程度」が22.8%、「困っていることがあれば助け合うような人がいる」が13.1%と続いており、年齢が低いほど、近所付き合いが希薄な傾向がみられます。地域生活において、お互いのプライバシーに配慮しつつ近所づきあいを大切にし、思いやりと支え合いの気持ちを持って共に暮らすことが大切です。

人々のつながりやきずな・愛着を実感できる地域づくりの要となる存在が町内会です。町内会では、地域の安全・防犯や環境美化、夏祭り、運動会など、地域の特性を活かした取組が行われています。本市では、各地域での町内会加入率向上を図るとともに、町内会活動の充実や運営の課題解決を支援してきました。また、各地区社会福祉協議会において、福祉まつりや高齢者を対象とした食事サービスなど、地域毎に特色のある地域活動を行っています。

引き続き住民同士が顔の見える関係を築くことで、平常時・災害時を問わず配慮が必要な人を見守る体制を強化するとともに、地域における連帯感や支え合いの意識の向上を図る必要があります。

施策の方向

地域コミュニティの運営支援、町内会への加入促進を行い、持続可能な地域コミュニティの運営を目指します。

また、地域への興味・愛着を高められるよう、 交流機会を創出する地域のイベント等の支援に取り組み、住民と地域のきずなづくりを支援します。

期待する役割

市民	◇地域の人と日常的な関わりを持ち、声かけ、あいさつをしましょう。 ◇地域の町内会活動や行事に積極的に参加し、できるだけ多くの人と顔見知りになりましょう。
地域	◇自治会活動に参加しやすい雰囲気づくりを進め、ひとりでも多くの人が町内会に加入する地域社会づくりを進めましょう。 ◇地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましょう。
市	◇転入世帯に対し、町内会や地域福祉活動について情報を提供します。 ◇町内会等が実施するコミュニティ活動の支援を行います。

基本施策（２）地域ぐるみの支え合い活動の推進

現状と課題

人口減少や高齢化により、地域で活動する団体や担い手が不足している中で、地域のことを一番理解している住民が「支え手」と「受け手」という関係を超えて、積極的にそれぞれの役割を果たし、力を合わせて地域活動や福祉活動を活性化していくことが今まで以上に求められています。

市民アンケートによると、福祉に関する地域活動の参加状況について、「参加している」割合が最も高いのは“福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金”で 13.2%となっており、その他の活動への参加率はいずれも 1 割未満となっています。一方で、「参加したい」割合はいずれの活動においても「参加している」割合を上回っており、能動的な支え合い活動を推進するためにも、地域活動への参加の動機付けやきっかけづくりの必要性が示されています。

施策の方向

支援してほしい人と支援できる人をつなげるため、住民相互の支え合いのしくみの構築や助け合いや見守りの意識の醸成に努め、さらなる互助活動の活性化及び充実を図ります。

また、単身高齢者はもとより、病気・障害、ひきこもり、社会的孤立などの新たな課題に対応するため、見守り体制のネットワークや社会福祉法人や民間事業者との連携など、様々な機関を活用した見守りの仕組みづくりについて検討を進めます。

期待する役割

市民	◇困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。 ◇隣近所でコミュニケーションの充実を図り、相互扶助精神を育みましょう。 ◇互いに助け合うことや見守りなどの必要性について理解を深め、地域福祉活動に積極的に参加しましょう。
地域	◇日頃から見守りや支援が必要と思われる人のことを気にかけ、声かけ、あいさつをしましょう。 ◇住民同士の支え合いの力を育むことを意識し、地域の交流の場や機会を積極的につくるよう努めましょう。
市	◇関係機関と連携を図り、地域の助け合いや見守りの重要性を周知するため普及啓発を行い、地域で見守りや声かけが行えるよう支援します。 ◇生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や認知症地域支援推進員を配置し、地域との連携を図ります。また、認知症サポーターの養成に努めます。

基本施策（３）地域における交流機会の充実

現状と課題

地域の交流の場は、生活課題を抱えた地域住民を発見する拠点としての機能、誰もが気軽に立ち寄れる居場所としての機能、高齢者や子ども等の多世代が交流する拠点としての機能など様々な場面で重要となります。

本市では、コミュニティセンター、公園、集会所などにおける多様なイベントを通して、多世代、多層的な交流や学びの機会の支援に取り組んできましたが、市民アンケートによると、他の世代と交流がある程度以上ある市民は半数以下で、特に 30～50 歳代のミドル世代では他の世代と接する機会が少なくなっています。

地域の様々な住民同士がふれあい、交流することができる場や機会の充実を図ることで、住民同士の関係づくりやお互いに支え合う地域づくりにつながります。コミュニティセンター、公園、集会所、公民館など身近な地域の施設を活用し、住民同士や様々な団体が交流できる場の確保や居場所づくりを支援する必要があります。

施策の方向

住民同士が身近な場で交流し、顔のみえるつながりが広げられるよう、多様な集いの場の提供や、住民の主体的な交流活動の支援を行うことで、住民の交流を促進し、地域のつながりを構築します。

期待する役割

市民	◇地域の行事に参加し、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。 ◇近隣の人や友人と誘いあって交流の場に参加しましょう。
地域	◇コミュニティセンターや集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。 ◇地域での行事や活動などを通して、様々な人と知り合う機会や世代間交流ができるきっかけづくりに取り組みましょう。 ◇新しい生活様式に沿った新しい交流の在り方を模索し、実践しましょう。
市	◇集会施設など地域の資源を活用した身近な交流の場づくりを支援します。 ◇地域福祉活動や行事への参加を促すため、様々な媒体を活用したPRを行い、地域福祉活動を支援します。

基本目標２　包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

基本施策（４）包括的な相談支援体制の構築（徳島市重層的支援体制整備事業実施計画）

①　重層的支援体制整備事業の概要

少子高齢化・人口減少の加速化に加え、ＩＣＴの急速な発達、グローバル化、価値観の変化・多様化などによる社会構造の変化などを背景に、支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足等が進む中、「８０５０問題」「ダブルケア」「ヤングケアラー」などに代表される複雑化・複合化した課題を解決していく必要があります。このような社会情勢を受け、令和２年６月に包括的な支援体制の構築を進めることで、地域共生社会を実現することを目的として、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和３年４月に施行された改正社会福祉法において「重層的支援体制整備事業」が定められました。

重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市内の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとしています。

これら３つの支援を一層効果的、円滑に実施するために、さらに「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」の２つの事業を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施することとされています。

〈具体的事業の枠組み〉

No	事業名	事業内容	
1	包括的相談支援事業 （法第 106 条の４第２項第１号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ	既存事業の一体的実施
2	地域づくり事業 （法第 106 条の４第２項第３号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る	
3	参加支援事業 （法第 106 条の４第２項第２号）	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う	新規事業
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （法第 106 条の４第２項第４号）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く	
5	多機関協働事業 （法第 106 条の４第２項第５号）	・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る	

② 現状と課題

本市においては、人口減少が進むとともに、地域住民の高齢化等による地域の行事の減少と相まって、地域の結びつきが以前よりも希薄化しており、地域を支えていく人材の不足が課題となっています。これにより支援が必要な相談者・世帯の情報共有のあり方や、地区における連絡体制のあり方への検討が求められています。

本市には以下のとおり、全ての市民からの個別の相談、悩みごとを受け止める相談支援体制があります。地域の関係団体や専門機関等と連携し、市民の抱える課題が深刻化する前に相談や支援につなげるため、市民の身近な地域における包括的な相談支援体制を構築しています。寄せられる相談内容には、介護、障害、こども、生活困窮に関する支援にとどまらず、高齢者や障害者などが被害に合いやすい消費生活に関する相談なども含まれています。これらの要因が家庭の経済的困窮や社会的孤立等と複雑に絡み合い、世帯内で支えている方が精神的に疲弊している状況も見受けられます。

このような状況からも、既存のサービスに加え、地域包括支援センター、障害者総合相談窓口、こども家庭センター、生活サポート相談窓口などの相談支援機関等のさらなる連携とともに、地域の様々な資源を効果的に結び付けていくことが必要とされています。

〈主な相談機関〉

分野	相談窓口名	担当機関
高齢者	地域包括支援センター	健康長寿課
	在宅介護支援センター（ブランチ）	健康長寿課
	在宅医療相談	在宅医療支援センター
障害者	委託相談支援事業所	障害福祉課
	精神保健福祉相談	徳島県精神保健福祉センター
	こころの健康相談	徳島保健所
こども・青少年	こども家庭センター	子ども健康課
	地域子育て支援拠点事業	子ども政策課等
	相談ホットライン（電話相談・来所相談）	青少年育成補導センター
	教育相談（特別支援教育）	教育研究所
	教育相談（不登校支援）	徳島市適応指導推進施設
生活困窮	生活あんしんサポートセンター	社会福祉協議会
その他	暮らしの相談	市民生活相談課
	消費生活相談	消費生活センター
	女と男（ひととひと）生き方相談	男女共同参画センター

③　施策の方向及び実施内容・体制

ア　包括的相談支援事業（法第 106 条の４第２項第１号）

高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮の各分野の包括的相談支援実施者が、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、本人に寄り添いながら、抱える課題の解決に向けた支援を行います。そのために、相談のニーズや相談受付体制の課題を分析し、消費生活相談、行政相談等の福祉分野以外との情報共有に努めます。

また、相談支援実施者のみでは対応が困難な場合には、他の支援機関等と連携を図りながら対応するほか、多機関協働事業につなぎます。

実施事業名	地域包括支援センターの運営
担当部署	健康長寿課
主な支援対象者	高齢者
事業内容	○地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーといった専門職が配置され、互いに連携しながら運営にあたっています。 ○主な業務は、介護や健康に関するあらゆる相談に対応する「総合相談支援」、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用を進める「権利擁護」、地域のケアマネジャーを後方支援する「ケアマネジメント支援」、要支援者等の自立に向けた「介護予防支援」の４つです。
実施形態	委託
実施箇所数・実施機関	１か所・徳島市地域包括支援センター

実施事業名	障害者相談支援事業
担当部署	障害福祉課
主な支援対象者	障害者
事業内容	○障害者等の福祉に関する各般の問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行います。
実施形態	委託
実施箇所数・実施機関	４か所･健祥苑生活支援センター、障害者生活支援センター眉山園、相談支援事業所きぼう、相談支援事業所ビオス

実施事業名	自立相談支援事業
担当部署	生活福祉課
主な支援対象者	生活困窮
事業内容	○生活困窮者の相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うことにより、就労を支援し、自立の促進を図るとともに、家計の立て直しを図ることなどを徳島市社会福祉協議会へ委託して実施します。 ○子どもの居場所づくりや学習支援、教育、進路相談を徳島県労働者福祉協議会へ委託して実施します。 ○離職等の理由により住居を失う又は失うおそれの高い生活困窮者に対し、一定の条件を満たす場合、住居確保給付金を支給します。
実施形態	直営・委託
実施箇所数・実施機関	３か所・徳島市社会福祉協議会、徳島県労働者福祉協議会、徳島市（住居確保給付金支給事務については市直営）

実施事業名	利用者支援事業
担当部署	子ども健康課
主な支援対象者	こども
事業内容	○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。【こども家庭センター型】
実施形態	直営
実施箇所数・実施機関	１か所・こども家庭センター

実施事業名	利用者支援事業
担当部署	子ども健康課
主な支援対象者	こども
事業内容	○妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴奏型相談支援を推進します。【妊婦等包括相談支援事業型】
実施形態	直営
実施箇所数・実施機関	１か所・こども家庭センター

実施事業名	利用者支援事業
担当部署	子ども保育課
主な支援対象者	こども
事業内容	○保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるよう、事業の紹介や利用に向けた調整などを行います。
実施形態	直営
実施箇所数・実施機関	１か所・子ども保育課

イ　地域づくり事業（法第 106 条の４第２項第３号）

支え合い機能が脆弱化し、孤独・孤立問題が顕在化する中、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組の充実を図ります。これにより、広く地域住民とのかかわりや地域における交流の場・居場所の確保を進め、地域社会からの孤立を防ぎます。

また、地域づくりに関する施策については、市民協働、地域振興、環境、防犯、防災等の福祉分野以外とも幅広く情報の共有に努め、地域づくりに関する課題を分析し、解決策を検討していきます。

実施事業名	地域介護予防活動支援事業
担当部署	健康長寿課
主な支援対象者	高齢者
事業内容	○住民が主体となり、身近な集会所などで定期的に運動や交流を行う「通いの場（サロン）」の立ち上げや継続を支援します。 ○リハビリ専門職などの派遣による効果的な運動・栄養・口腔ケアの指導や、活動をけん引する市民リーダーの養成、運営に必要な資機材の補助などを行います。 ○徳島市の要介護認定の状況を踏まえて、高齢者が元気なうちからフレイルや認知症を予防し、地域で孤立せず暮らせる体制を目指します。
実施形態	補助金の交付等
実施箇所数・実施機関	55 か所（令和７年度末現在）・通いの場

実施事業名	生活支援体制整備事業
担当部署	健康長寿課
主な支援対象者	高齢者
事業内容	○単身高齢世帯等の急増を背景に、制度外の多様な生活課題を地域全体で支え合う助け合いの仕組みをつくる事業です。 ○各圏域に専門の生活支援コーディネーターと、住民やＮＰＯ、民間企業等が話し合う協議体を配置します。 ○地域の支援ニーズとボランティアなどの社会資源をマッチングさせ、日常的な見守りや居場所づくり、多様な助け合い活動を創出・育成します。 ○公的介護保険だけでは対応できない課題を解決し、在宅生活の継続を目指します。
実施形態	委託
実施箇所数・実施機関	２か所・徳島市地域包括支援センター、徳島市社会福祉協議会

実施事業名	地域活動支援センター事業
担当部署	障害福祉課
主な支援対象者	障害者
事業内容	○障害者等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産的活動の機会提供等を行う地域活動支援センターに対し、運営費を補助します。 ○専門的なサポートや、より手厚いサービスを実施する機能強化事業を委託します。
実施形態	委託・補助金の交付
実施箇所数・実施機関	10 か所・地域活動支援センター

実施事業名	地域子育て支援拠点事業
担当部署	子ども政策課
主な支援対象者	こども
事業内容	○指定保育所等において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。
実施形態	委託
実施箇所数・実施機関	１か所・助任なかよし認定こども園（私立幼保連携型認定こども園）

実施事業名	地域子育て支援拠点事業
担当部署	子ども保育課
主な支援対象者	こども
事業内容	○育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場を提供します。
実施形態	直営
実施箇所数・実施機関	９か所・津田在宅育児家庭相談室「あっぷ」、国府在宅育児家庭相談室「あいあい」、城西在宅育児家庭相談室「わおん」、丈六在宅育児家庭相談室「あーち」、名東在宅育児家庭相談室「たっち」、北井上在宅育児家庭相談「たんたん」、勝占在宅育児家庭相談室「ほっぺ」、不動在宅育児家庭相談室「ほっとルーム不動」、富田在宅育児家庭相談室「ぽっぽ」

実施事業名	地域子育て支援拠点事業
担当部署	子育て支援課
主な支援対象者	こども
事業内容	○主に乳幼児とその保護者を対象として、子育て関係のサービスを提供することで、子育て中の親子同士・子ども同士の交流とともに、子育てに関する不安や悩み、ストレスの解消を図ります。
実施形態	指定管理
実施箇所数・実施機関	２か所・徳島市子育て安心ステーション、徳島市親子ふれあいプラザ

実施事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
担当部署	生活福祉課
主な支援対象者	生活困窮
事業内容	○生活困窮者の早期把握のため、地域住民のニーズや生活課題、それらに対する地域資源の発掘、開発、情報の共有、発信等を行います。
実施形態	委託
実施箇所数・実施機関	１か所・徳島市社会福祉協議会

ウ　参加支援事業（法第 106 条の４第２項第２号）

高齢者・障害者・こども・生活困窮等の既存制度と連携をとり、既存の取組で対応できるものは既存の取組を活用し、孤独・孤立やひきこもり支援等、既存の取組では対応できない狭間の個別ニーズには、多様な地域の社会資源を活用し、適切なマッチングを目指します。

実施事業名	参加支援事業
担当部署	健康福祉政策課
主な支援対象者	全て
事業内容	○利用者のニーズや課題に応じて、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、本人の希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行います。
実施形態	委託
実施箇所数・実施機関	１か所・徳島市社会福祉協議会

エ　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の４第２項第４号）

既存のネットワークを活用し、複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人、制度の狭間で生きづらさを抱えている人を見つけ、信頼関係の構築に力点を置き、本人の状況に応じて多機関協働事業と連携を図りながら支援へとつなげていきます。

実施事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
担当部署	健康福祉政策課
主な支援対象者	全て
事業内容	○各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つけ、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置き、支援が届いていない人に支援を届けます。
実施形態	委託
実施箇所数・実施機関	１か所・徳島市社会福祉協議会

オ　多機関協働事業（法第 106 条の４第２項第５号）

福祉部門だけに限らず多様な関係機関と連携し、単独の支援関係機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱えた事例に対応できる体制を構築します。また、多機関で対応することで、支援者を支援する役割を担います。

実施事業名	多機関協働事業
担当部署	健康福祉政策課
主な支援対象者	全て
事業内容	○単独の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事案に対して、重層的支援体制整備事業に関わる関係者が連携し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの作成を行います。
実施形態	直営・委託
実施箇所数・実施機関	１か所・健康福祉政策課 １か所・徳島市社会福祉協議会

④　重層的支援体制整備事業に係る成果指標

重層的支援体制整備事業を総合的かつ効果的に推進していくために、実施事業の取組状況等を集約し、点検・評価を行います。そして結果を分析し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくために、ＰＤＣＡサイクルに基づく進行管理を行います。

〈徳島市重層的支援体制整備事業実施計画の成果指標〉

ア　包括的相談支援事業

項目	第１期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
相談支援事業所等から多機関協働事業へ繋がった新規ケース数	未実施	実施初年度から １５％増

イ　地域づくり事業

項目	第１期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
住民主体の通いの場箇所数	５５か所	７０か所

ウ　参加支援事業

項目	第１期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
参加支援プラン作成件数	未実施	実施初年度から １５％増

エ　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

項目	第１期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
アウトリーチによる訪問・同行支援件数	未実施	実施初年度から １５％増
関係機関や地域に出向き支援が届いていない人の情報収集をした回数	未実施	実施初年度から １５％増

オ　多機関協働事業

項目	第１期計画策定時 令和７年度	目標 （令和１２年度）
重層的支援会議・支援会議開催件数	未実施	実施初年度から １５％増
重層的支援会議・支援会議に参加した関係機関数	未実施	実施初年度から １５％増
多機関協働事業所による支援プラン作成数	未実施	実施初年度から １５％増

基本施策（５）成年後見制度の普及と利用促進（徳島市成年後見制度利用促進計画）

現状と課題

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、利用することでどのような支援を受けられるのかが市民にあまり理解されておらず、身近な制度とはいえない状況にあります。

市民アンケートによると、成年後見制度を「少し知っている」が 36.3%と最も高く、「よく知っている」割合は 8.5%にとどまっていますが、利用意向をみると「利用したい」割合は 34.2%となっています。

本市では、成年後見センター及び権利擁護センター（中核機関）において、権利擁護に関する相談及び支援、普及活動を行うとともに、地域連携ネットワークの強化及び権利侵害の予防や救済を行っています。また、地域包括支援センターでは、身寄りがなく判断能力が不十分な低所得の高齢者に対して、権利擁護の観点から「市長申立て」を適正に執行するとともに、成年後見制度利用支援事業（報酬助成等）を一体的に適用し、生活基盤の安定と権利侵害の防止に努めています。

制度の利用を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現という目的に向けて、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの一層の充実を図るなど、成年後見制度利用促進の取組をさらに進める必要があります。

施策の方向

誰もが成年後見制度を正しく理解し、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう広報紙やホームページ、ＳＮＳ等の多様な広報媒体を活用した幅広い情報発信を行います。

また、徳島市成年後見支援センターをはじめとした市内各所の相談窓口の周知や相談支援体制の充実、地域連携ネットワークの連携強化を図り、権利擁護支援及び成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

期待する役割

市民	◇成年後見制度や権利擁護について、知識や理解を深めましょう。 ◇家族や身近な人からの虐待や消費者被害にあった時は、警察や身近な相談機関に相談しましょう。 ◇お金の管理や日常生活に不安がある時は、身近な相談機関に相談しましょう。
地域	◇地域の気になる世帯や支援が必要な人に日常的な声掛けを行い、必要を感じたら相談窓口を紹介しましょう。 ◇見守り活動による問題の早期発見や相談機関への連絡体制を築きましょう。 ◇権利擁護が必要な人たちを地域で見守っていく体制づくりに努めましょう。

市	◇広報紙やホームページ、SNS、行政や社協の窓口等を通じて、成年後見制度に関する情報を提供し、利用を促進します。 ◇成年後見人等を確保・育成するため、市民後見人の育成等継続的な活動支援体制を整備します。 ◇意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を構築します。 ◇本人や親族に対して、申立て等の支援を行います。 ◇徳島市成年後見支援センターの機能充実や権利擁護センター（中核機関）による地域連携ネットワークの連携強化及び円滑な運営に努めます。 ◇成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。

基本施策（６）情報提供手段の充実

現状と課題

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスや相談窓口、地域で活動する各種団体、地域資源等、必要とするあらゆる情報を誰もがスムーズに、確実に得られる環境が不可欠です。

本市では、福祉サービスに関する様々な制度や情報がサービスを必要とする人に的確に伝わるよう、ホームページや広報紙などの媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。また、広報紙の点字版と音訳版（カセットテープ版・デイジー版）を毎号作成・発行し、送付を希望する視覚障害者へ提供するなど、情報を得ることが困難な人に配慮した情報提供に努めています。

市民アンケートによると、必要な福祉の情報を「入手できていない」割合が 29.3%、「入手できている」割合が 16.0%となっています。接しやすい福祉情報の入手先は、15～50 歳代は「市のホームページ」、60 歳以上は「市の広報紙」が最も多くなっています。

著しいスピードで発達するＩＣＴ技術により、地域社会ではいわゆる情報格差（デジタルデバイド）が生じており、インターネットや口コミ等、世代によって情報入手の媒体が異なることから、情報の内容やターゲットとする世代によって、効果的な情報提供手法を検討・実施していく必要があります。

施策の方向

福祉サービスを必要とする市民に対して、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合を軽減し、情報伝達の手法に配慮した情報提供手段を充実させます。

また、情報のバリアフリーとして、情報を得ることが困難な人にも配慮し、情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供に努めます。

期待する役割

市民	◇市の広報紙やホームページ、地域での回覧板などに日頃から目を通すなど、自分で情報を得る手段を持つように心がけましょう。 ◇自分が役立つ情報は、積極的に周囲の人と共有しましょう。
地域	◇高齢者や障害のある人など、情報が伝わりにくい人が近隣にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど手助けしましょう。 ◇支援を必要としている人に福祉サービスの情報を提供し、適切な相談機関へつなぎましょう。 ◇市や関係機関、団体等から出される情報を地域で共有し、情報を必要としている人に提供しましょう。

市	◇市の広報紙やホームページ、地域での回覧板、SNSなど、さまざまな手段で分かりやすく情報を提供し、内容の充実に努めます。 ◇行政、町内会、民生委員児童委員の間で個人情報の保護に配慮しつつ、支援を必要としている人の情報の共有化に努めます。 ◇行政サービス情報等の提供にあたって、視覚や聴覚、知的に障害等がある人にも、適切に情報が行き届くよう努めます。 ◇災害時には必要な情報を素早く発信し、市民の安全と生活を守ります。

基本施策（７）福祉サービス提供基盤の確保と質の向上

現状と課題

国においては、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用することができるための仕組みづくりや、サービス評価の開示やサービス内容の周知等による利用者の適切なサービス選択の確保が重要とされており、サービス事業者の財務諸表等に関する情報公開の強化やサービス利用者の状況把握等が求められています。

全ての市民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が必要であり、誰もが安心して利用できる福祉サービスを、質・量の両面で確保する必要があります。

施策の方向

高齢者福祉、介護保険、障害福祉、子育て支援等の各サービスについては、それぞれ個別の計画において推進されており、サービス利用者の状況把握を行うとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障害のある人、子育て家庭のニーズなどに対応した適正でより良いサービスが提供されるように取り組みます。

また、サービスの利用について利用者が不利益を受けないようサービス事業者と連携しながら福祉サービスの質の向上に努めます。

期待する役割

市民	◇自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。 ◇行政や福祉サービス事業者に対し、要望等があれば積極的に伝えましょう。
地域	◇支援を必要とする人がいる際には、民生委員・児童委員や関係機関につなげ、必要なサービスの利用に結びつけましょう。 ◇福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報を共有しましょう。
市	◇時代の変化やニーズに対応した適切な福祉サービスの充実と質の向上を図ります。 ◇共生型サービスや多機能型サービスなど、分野横断的な福祉サービスの円滑な提供に努めます。 ◇市の計画に基づいて、十分な福祉サービスを提供するための施設の基盤整備等を行います。

基本施策（８）民生委員・児童委員の活動促進への支援

現状と課題

民生委員・児童委員は、地域の福祉向上のため、相談・援助等の自主的な活動や関係機関への協力活動等を行っています。生活様式の変化による価値観の多様化が進み、「８０５０問題」「ダブルケア」「ヤングケアラー」などの複合的な課題が発生しており、市民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う民生委員・児童委員の役割がますます重要になっています。

事業所アンケートの民生委員児童委員協議会による回答では、活動を行う上での困りごととして、「メンバーが仕事などで忙しく活動できにくい」「リーダーが育たない」「市民に発信する場や機会が乏しい」などの回答があげられています。

地域課題の多様化・複雑化や地域住民のつながりの希薄化、単身高齢者の増加等から民生委員・児童委員の「活動負担の増大」や「担い手不足」が課題となっています。民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備・担い手の確保という観点から、さらなる民生委員・児童委員活動の周知、理解促進が必要です。

施策の方向

地域での見守り対象者や要支援者数の増加が見込まれる中、民生委員・児童委員は活動の中で、「住民が自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助」を行っていますが、その活動が円滑にできるよう活動の周知や理解促進、関係機関との連携体制を強化するとともに、人材の発掘・育成に努めます。

また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を行えるよう市や社協が協働し、活動内容の整理及び明確化や活動費の助成、研修等の支援を行います。

期待する役割

市民	◇自分の住んでいる地区の民生委員・児童委員を知りましょう。 ◇民生委員・児童委員等の役割を理解し、その活動に積極的に協力しましょう。
地域	◇民生委員・児童委員となる人材を発掘・育成しましょう。 ◇民生委員・児童委員等と連携を図り、その活動への協力に努めましょう。
市	◇民生委員・児童委員の活動の重要性を広く周知・理解を図るため、様々なPR活動を通じた継続的な広報・啓発に努めます。 ◇負担軽減への対応として、フォローアップの実施や専門機関との連携によるサポート体制を強化します。 ◇民生委員・児童委員や主任児童委員の活動のための研修会を実施します。

基本施策（９）生活困窮者の自立支援の充実

現状と課題

近年、家族形態の変化や人間関係の希薄化、安定した雇用期間の縮小などの社会情勢の変化に伴い、本来安定した生活基盤や就労できるであろう人が、仕事を得ることができなかったり、非正規雇用等で収入が不安定で生活困窮に陥ったりする傾向があります。

生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数は、令和３年の 697 件以降は減少していましたが、令和５年以降は再び増加に転じており、生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度や生活保護制度の適切な運用等を行う必要があります。また、被保護者就労支援事業について、相談室の利用者数が減少傾向にあり、就職件数も減少傾向にあるため、就職意欲の喚起、職業能力開発の向上に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

期待する役割

市民	◇生活困窮に至る前に各種機関に相談するとともに，生活に困窮したら友人や近所の人などに伝えられるような関係づくりに努めましょう。 ◇生活困窮者を発見した場合は、民生委員・児童委員や自治会、徳島市社会福祉協議会に連絡・相談しましょう。
地域	◇地域の人同士で気づき合える「顔の見える関係」を作り、地域で孤立しがちな人に気を配りましょう。 ◇行政や専門機関とともに、地域で支えるための取組を検討しましょう。
市	◇生活困窮者のニーズの早期把握に努め、相談や就労などに関する専門の支援員を配置し、関係機関と連携し情報提供や助言を行います。 ◇関係機関と連携し、相談支援及び自治会や民生委員・児童委員などの市民や関係支援機関とのネットワークを強化します。 ◇自立更生に向けた資金貸付の相談等を実施します。（社協）

基本施策（10）自殺予防への対応

現状と課題

自殺は、様々な要因が複合的に連鎖し、自殺以外の選択肢が考えられなくなった末の、追い込まれた死といわれています。そのため、様々な局面から「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことが大切です。

本市では、令和６年３月に健康づくりや自殺対策の具体的な取り組みや目標を定めた計画として『徳島市健康づくり計画（第３次）・徳島市自殺対策計画（第２次）「とくしま・えがお 21（第３次）」』を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現」を自殺対策の基本方針として、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の施策や関連機関が連携し、「生きることの包括的な支援」の推進を図っています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その多くは、孤立感や孤独感により自殺以外の選択肢が考えられない状況に追い詰められた末の死であることから、困りごとを抱えた人を孤立させない地域づくりが重要です。

施策の方向

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、徳島市自殺対策計画に基づき、「市民への啓発と周知」「生きることの促進につながる支援」「関係団体等とのネットワークの強化」「世代の特徴に応じた支援の充実」「生活困窮者への支援」など自殺対策の更なる推進を図ります。

また、家庭や学校、職場、地域においては、自殺を考えている人のサインに気づき、自殺を未然に防ぐ役割を担えるよう、自殺予防に関する啓発や見守り等の充実を図ります。

期待する役割

市民	◇心や体の不調に気づいたら、早めに専門機関に相談しましょう。 ◇こころの健康に関心を持ち、自殺予防に対する知識や理解を深めましょう。
地域	◇身近な人の様子の変化に気づき、相談機関につなげましょう。 ◇孤独・孤立に陥らないよう、声かけや居場所づくりなど支援しましょう。 ◇本人の気持ちを尊重し、寄り添い、傾聴しながら、早めに専門機関に相談するように促しましょう。
市	◇自殺予防につながり得る情報を発信するなど啓発に努めます。 ◇相談窓口の周知や相談しやすい体制を整備し、市役所関係各課や社協における相談窓口の連携体制の強化を図ります。 ◇関係機関と連携をとりながらゲートキーパーなどの専門知識を持つ人材育成を図ります。

基本施策（11）社会福祉法人等による公益的活動の促進

現状と課題

近年、地域における福祉ニーズの多様化に伴い、福祉サービスの提供主体が拡充しており、社会福祉法人においても法人の持つ専門性を活かした取組が期待されています。

平成 29 年の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえて「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされていますが、地域の福祉ニーズの把握が困難であり、また対応する人員や資金的な余力が十分でない法人もあることから、公益的な取組が進んでいないのが実情です。

社会福祉法人等が地域社会の一員として、制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、事業所や施設の利用者だけではなく、地域の住民を支えることが必要となります。

施策の方向

社会福祉法人や福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人等による多様な取組が地域共生社会の実現につながっていることを市民はじめ地域社会全体で再認識し、地域や市、社協等が連携し、地域の福祉ニーズに対応した公益的活動を促進するよう必要な支援を行います。

また、良質で適切な公益的活動によるサービスの提供のため、社会福祉法人等に対する相談や指導監査を行い、市民が安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。

期待する役割

市民	◇社会福祉法人の役割を理解しましょう。
地域	◇同じ地域の社会福祉法人が集まり、学びの機会や情報共有を行いましょう。
市	◇職員の知識や専門的な指導力の向上に努めます。 ◇社会福祉法人等の運営指導及び監査を実施し、適正な運営及び質の高い安定した福祉サービスの提供を行えるようにします。

基本目標３　地域福祉の担い手づくり

基本施策（12）福祉教育と生涯学習の推進

現状と課題

共に支え合いながら地域で安心して生活していくには、一人ひとりが相手を尊重し、地域への関心を持てるように、思いやりの心を育んでいくことが大切です。また、全ての人が対等に社会に参画できる地域づくりが求められています。

市民アンケートによると、住民同士の自主的な支え合いや助け合いについて、「必要であり、できる範囲で協力したい」と回答した割合が 51.4%となっていますが、「分からない」と回答した割合も 42.9%と多くなっています。

学校教育においては、専門的な講師の派遣や研修の支援を行い、児童生徒が多様性や支え合いを学ぶ機会の充実や教職員の人権意識の向上を図っています。社会教育においては、ふれあい教室・すくらむ学級事業等を通して、福祉に関する講座開催の支援を行っています。

地域福祉への関心を喚起するため、学校教育における福祉教育の充実はもとより、生涯学習における福祉教育の充実を図り、子どもから大人まで誰もが地域福祉の担い手となれるよう、地域福祉に関する理解と認識を深める必要があります。

施策の方向

市民が多様性を認めあいながら共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、学校教育や社会教育における多角的なアプローチによる福祉教育の充実を図ります。

また、市民の生涯学習における学習ニーズを把握しながら、多様なプログラムの提供や周知を図るとともに、市民それぞれのライフステージに応じた生涯学習等の機会を提供します。

期待する役割

市民	◇子どもの頃から福祉やボランティア活動に親しむ機会を増やしましょう。 ◇家庭で地域福祉について話し合う機会を持ちましょう。 ◇福祉学習や体験の機会、生涯学習の場に積極的に参加しましょう。
地域	◇福祉講座やイベント等を開催し、福祉教育を進めましょう。 ◇地域福祉の担い手としての養成講座や研修に参加してみましょう。 ◇気軽に参加できる福祉学習の機会をつくりましょう。
市	◇学校における福祉教育のほか、地域の中で、誰もが、様々な場・機会を通じて、福祉について学ぶことのできる地域づくりを推進します。 ◇市民を対象とした福祉懇談会の充実や実践的な福祉学習講座を推進します。 ◇市民が学習活動のために活用できる施設などの場の充実を図ります。

基本施策（13）人権や地域福祉に関する意識の醸成

現状と課題

誰もが安心して住み続けられるまちづくりには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、困ったことがあったら助け合い支え合う、人と人とのつながりが必要です。

しかしながら、未だ地域社会においては、子育て中の人、高齢者や障害のある人など様々な人々が生活する中で、周囲の理解不足などにより、社会的に孤立したり、排除されたりしている人がいるのが実情です。

これらの課題を克服するためには、市民一人ひとりが、性別や年齢、障害の有無、異文化、社会的立場などの違いにかかわらず、お互いに尊重し合いながら、共に支え合って生きていく意識の醸成が必要です。

また、同和問題（部落差別）や女性、犯罪被害者、障害のある人等に加え、ＬＧＢＴなど性的少数者、ヘイトスピーチなど、複雑・多様化する人権問題の解決に向けて、関係機関や民間事業者等と連携を図るとともに、地域福祉への関心を高めるため、地域のイベントや福祉活動を通じて、性別や年齢、ライフステージを超えた住民の交流を促し、相互理解を深めることが求められます。

本市では、全市民を対象に人権に関する講演会や各種講座を開催するとともに、人権啓発のリーダー育成と資質向上を図るための各種交流事業を実施しています。また、毎年 12 月の障害者週間にあわせ、障害や障害者等に対する理解を深めるため、市民向けに福祉サービス事業所の施設見学会や講師を招いての講演会等を開催しています。

施策の方向

地域共生社会の実現に向けて、多様性に対する偏見や差別意識の解消、社会的弱者への虐待防止、認知症への理解など、人権擁護や福祉に関する意識啓発について、学校等と連携し、関心のある人だけでなく、普段意識をしていない人に向けても行い、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりを推進します。

期待する役割

市民	◇互いの個性や価値観の違いを認め合いましょう。 ◇福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
地域	◇福祉にふれる多様な体験機会を設け、地域福祉の意識を高めましょう。 ◇地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。
市	◇広報紙やホームページを通して、地域福祉について情報発信します。 ◇人権を考える市民のつどいの開催など、人権について学ぶ機会の充実を図ります。 ◇子どもの頃から人権感覚が身につくよう、人権についての学習に取り組みます。

基本施策（14）福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援

現状と課題

地域福祉を推進していくには、福祉の地域づくりとともに人材を育てることが不可欠です。しかしながら、福祉に全く関心がない人もいれば、関心はあるものの具体的に何をすればよいのか分からず戸惑っている人も多いのが現状です。さらに少子高齢化が進む中、福祉ニーズは高まる一方で福祉の現場で働く人材は不足しています。

こうした課題を克服するためには、福祉に対する意欲を引き出し、どのような場でどういった活動をすれば地域に貢献できるか、といった具体的な情報を提供するとともに、活動の場を整えることが不可欠です。また、インフォーマルサービスへのニーズは多様化しており、それらに応じた支援の提供が求められています。地区社会福祉協議会などの福祉団体、ＮＰＯ法人、企業による社会貢献活動など、福祉活動の入り口は多様です。こうした活動の情報提供とともに、意欲を持った人が参加しやすい支援体制を構築することも重要です。

事業所アンケートによると、福祉活動を行う上で困ることをみると、「メンバーが高齢化してきている」「リーダー（後継者）が育たない」が困ることの上位にあげられています。福祉の人材不足の要因として、地域福祉活動に参加する市民の高齢化や就労年齢の高年齢化があげられ、地域福祉活動をけん引する人材の確保や育成が課題となっています。

施策の方向

地域福祉活動に意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘や地域福祉活動への参加促進に取り組み、活動の継続・定着化を図ります。

また、指導的役割を担うことのできる人材の養成に努めるとともに、活躍の場の創出を図ります。

また、若者や移住者が地域福祉の担い手として活躍できるよう、地域福祉活動に参加しやすい環境づくりや交流の場の充実を図ります。

期待する役割

市民	◇福祉サービスの受け手であると同時に担い手であることを意識しましょう。 ◇自分の持っている能力や技術を地域社会に生かせるように心がけましょう。 ◇町内会や自治会等のコミュニティ団体の役員を引き受けることや、行事の準備を手伝う等、積極的に関わりましょう。
地域	◇子どもの頃から地域福祉活動に親しみを持てる機会を提供しましょう。 ◇地域のお祭りや行事の参加を促し、地域の担い手を発掘・育成しましょう。 ◇地域の福祉リーダーに負担が偏らないよう、サポートする人材の育成や役割体制を整備しましょう。 ◇若年層や在住外国人など幅広い市民が参加しやすい活動に取り組みましょう。
市	◇福祉事業者や関係機関と連携し、地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の確保・育成に向けた総合的な取組を推進します。

基本施策（15）ボランティア・まちづくり活動等の活性化

現状と課題

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動です。ボランティア活動により個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が満たされるだけでなく、社会貢献、福祉活動等への関心が高まることで、多様な主体がともに支え合えるまちづくりが進むなど、大きな意義を持っています。

みんなが住みやすく、地域に愛着を持てるまちづくりを行い、地域福祉を向上させていくためには、行政サービスだけではなく、身近な地域でともに支えあうことが大切であり、ボランティアやまちづくり活動等の重要性は年々高まっています。

一人でも多くの市民がボランティアやまちづくり活動等に関心を持ち、参加できる枠組みが求められています。興味や関心のあることや自分の特技・技術を生かすことができるよう、多様な活動に参加できる場づくりや活動場所の確保が必要です。

施策の方向

ボランティアやまちづくり活動等には、生きがいを持ち、人生を豊かにするといった利点があります。ボランティアやまちづくり活動等の活性化を図るため、活動に関する情報の周知や、参加意欲のある人に対するコーディネートや活動支援を行います。

また、市民一人ひとりが地域の活動に気軽に参加できるよう、世代間交流や学びの場等、様々な機会の創出を図るとともに、ボランティアやまちづくり活動等の参加者の高齢化が進む現状を改善するために、特に若手世代に向けた啓発などにも注力します。

期待する役割

市民	◇地域にどのような活動があるのかを知るようにしましょう。 ◇地域の清掃活動や各種行事の手伝い等、自分のできる活動から取り組みましょう。 ◇自分の持つ知識や技能を生かして活動に参加しましょう。
地域	◇ボランティア活動などへ参加するきっかけづくりや啓発を、積極的に行いましょう。 ◇ボランティアを実施するまちづくり活動団体等は、活動の広報周知に努めましょう。
市	◇活動に興味を持っている人を対象とするボランティア体験講座などを実施し、活動のきっかけづくりを行います。 ◇ボランティアやまちづくり活動に関する情報提供や啓発を行い、市民が活動に参加しやすい環境をつくります。 ◇まちづくり活動団体等が自主的かつ主体的に行う公益的な事業に要する経費の一部を補助し、活動の活性化及び自立を促進します。

基本施策（16）地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

現状と課題

少子高齢化・人口減少に伴う地域コミュニティの担い手不足や、ライフスタイルの変化による住民同士のつながりの希薄化により、防災・防犯・高齢者の見守り・子育て支援などの「共助」の機能の低下が危惧されています。

本市では各コミュニティ協議会等において、多様な主体が協働し、計画的に地域活動に取り組めるよう、地域まちづくり計画の策定を促進することで、多様な主体との連携強化を図っています。

適切な協力と支援を行うことで、地域福祉活動団体や事業者の地域における活動の活性化につなげることが重要です。

施策の方向

自治会、社会福祉協議会を始め、民生委員・児童委員、まちづくり活動団体等の地域福祉を推進する各種団体や地域住民が参加し、地域における課題を自ら解決するためのシステムづくりを支援します。

期待する役割

市民	◇地域福祉活動団体の活動に関心を持ち、理解を深めましょう。
地域	◇活動内容をホームページやSNSなどを活用して積極的に発信し、市民の地域福祉に対する関心を喚起しましょう。 ◇地域福祉活動に貢献する企業や事業者を積極的に利用しましょう。 ◇各種団体間の交流機会、意見交換の場を設けましょう。
市	◇地域福祉活動団体や事業所等が交流して情報共有や情報交換ができる場や機会の提供など、横のつながりづくりを支援します。 ◇地域課題解決のための地域での活動を支援します。

基本目標４　安全で安心して暮らせる環境づくり

基本施策（17）誰もが暮らしやすい生活環境の整備

現状と課題

バリアフリーやユニバーサルデザインを推進することは誰もがいきいきと生活できる社会の実現につながります。

本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、またサービスを利用しやすい環境をつくるため、既存施設等のバリアフリー化を推進してきました。また、公共施設等を整備する際は、ユニバーサルデザインの視点に基づく、利用しやすい施設整備に取り組んできたほか、道路の環境美化や無電柱化等の生活環境の整備を進めてきました。

引き続き、既存施設のバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点も取り入れながら、高齢者や障害のある人、外国人をはじめ、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進する必要があります。

施策の方向

誰もが安心して外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や、道路や各種施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、交通事業者や関連機関との連携のもと、持続可能な地域公共交通を推進します。

期待する役割

市民	◇ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。 ◇自分の気持ちを伝えることが困難な人や、困っている人に積極的に手助けをしましょう。 ◇障害のある人などの専用トイレや駐車スペースが設置されている主旨を理解し、マナーを守りましょう。 ◇施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談しましょう。
地域	◇普段から地域で、お互い気軽に移動の手助けを頼める関係を築きましょう。
市	◇道路、公園、その他公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。 ◇民間事業者や関係機関と連携し、市バス路線の運行の効率化と利便性向上を図ります。 ◇地域が主体となって運営するコミュニティバスに支援を行うなど、交通不便地域の減少に向けて取り組みます。

基本施策（18）多文化共生社会の推進

現状と課題

年齢や経歴の異なるさまざまな住民が、自分らしさを大切にしながら同じ地域で暮らしていくためには、互いに関心を持ち、認め合うことが大切です。そのためには、学校や職場といった特定のコミュニティにおける人間関係だけでなく、日常生活における近隣住民との挨拶や交流、地域イベントへの参加等を通じて、自分たちが暮らす地域の一員として、幅広いつながりを作ることが必要です。

本市では、外国人にとって暮らしやすく活動しやすい地域社会とするため、在住外国人の日常生活に関する相談・支援業務を、一般社団法人徳島市国際交流協会に委託し、実施しています。また、ＪＥＴプログラムによるＡＬＴを受け入れ、小中学校に定期的に派遣するとともに、小学校には外国語サポーターを派遣しています。さらに、夏季にはＡＬＴ対象の研修会や、小学生を対象とした「どこでも English!!」を開催しています。

市内における外国人居住者の増加に伴い、これまでにない要望も生まれています。そうした声に応えるとともに、地域に暮らす全ての人が多様な文化や価値観を支え合いながら、ともに地域づくりを進めていく環境の整備が求められています。

施策の方向

国籍や文化の違う人同士が安心して共に暮らすことができるよう、市民に対する多文化共生の意識啓発や異文化理解の促進、在住外国人の生活課題を解決できる相談支援の充実を図ります。

また、市民一人ひとりが、「思いやり」や「いたわり」の気持ちといった「心のバリアフリー」を醸成し、地域福祉の推進を図ります。

期待する役割

市民	◇性別や年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、お互いを思いやり尊重するように努めましょう。 ◇異文化理解を深め、積極的に在住外国人と交流しましょう。
地域	◇地域内での支え合い、助け合いの必要性について啓発に努めましょう。 ◇国籍や文化の違う人が地域福祉活動に参加しやすい環境を作りましょう。 ◇在住外国人が地域において相談しやすい体制づくりを推進しましょう。
市	◇市民、地域、行政などが相互に連携する地域のネットワークづくりを推進します。 ◇在住外国人などの生活環境への早期適応を目指し、受入状況やニーズの把握に努めます。

基本施策（19）要支援者を地域で支える体制づくり

現状と課題

近年頻発化している自然災害のほか、消費者被害や犯罪の防止に向け、地域の要支援者に目を向けていざという時に助け合える地域づくりや、日頃からの備え、防犯・防災意識の啓発や活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の整備などを通じて、地域の防犯・防災力を高めることが重要です。

特に、災害時に人的被害が大きい避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難、また避難支援の実効性確保に資する個別避難計画の作成率向上が課題となっています。

また、本市では、支援体制の整備の一環として、徳島市地域防災計画に基づき、住民や市域の被害を最小限にとどめるため、自主防災組織の育成、防災訓練等、市民協働による取組を進めてきました。また、災害発生時にボランティアと地元組織が連携を図り、被災した住民の救援活動を円滑に行うため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行っています。

施策の方向

日頃の見守りや支え合い活動を広めることで、要支援者を把握し、災害時等に支援できる体制を築くとともに、関係機関と連携し、市民への防災・防犯への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災・防犯組織の充実を図ります。

また、地域の高齢者や障害のある人など、自力で避難ができない人や移動に支援を要する人については、要支援者の必要な情報を集めた「避難行動要支援者名簿」を有効に活用することにより、行政や関係機関、地域との協働による支援体制づくりを進め、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成促進に努めます。

期待する役割

市民	◇隣近所に住む人に関心を持ち、支援を必要としている人はいないか、どのような支援が必要かを把握しましょう。 ◇日頃の近所付き合いを通じて、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係をつくりましょう。 ◇子どもの見守りや防犯パトロール、自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。 ◇家庭で非常用品の準備、避難場所や避難経路の確認など防災意識の向上に努め、災害に備えるため、地域の防災訓練に参加しましょう。
地域	◇警察、学校、PTA、民生委員・児童委員等が連携して、子どもの見守りや防犯パトロール等の住民の参加を促しながら防犯活動に取り組みましょう。 ◇自主防災組織をつくり、自主防災訓練を実施するとともに、市民に参加を呼びかけましょう。 ◇災害時に自力での避難が困難な人の情報を地域で共有し、地域全体で災害時に対応できる体制をつくりましょう。

市	◇災害時の事前の備え、避難所の場所、地域の防災訓練の取組等の防災に関する情報を広く周知し、災害に対する意識の啓発を図ります。 ◇自主防災組織及び自主防災訓練への支援を行い、活動の活性化を図ります。 ◇新規の要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、個別計画の作成を進めます。 ◇避難所における感染症対策を推進します。

基本施策（20）健康づくり・生きがい活動等の促進

現状と課題

平均寿命が延び、高齢化が進行する一方で、地域のつながりが希薄化していることから、家庭内の養育、介護、健康問題等について不安を抱える人や、社会情勢や生活環境の影響から、心の病を患う人、ひとりで悩みを抱え、社会的に孤立してしまう人が増えています。

地域のつながりを深め、健康づくりや生きがい活動を通した仲間づくりによって、互いに支え合い、心身ともに健康で生きがいを持った暮らしの実現が求められています。また、個人の自己実現や生きがいを見いだすための学習意欲が高まっている中、市民がそれぞれの関心に合わせて、地域の活動に参加・交流できるよう、関係機関と連携し、情報の収集と提供を充実させる必要があります

本市では、令和６年３月に健康づくりや自殺対策の具体的な取り組みや目標を定めた計画として『徳島市健康づくり計画（第３次）・徳島市自殺対策計画（第２次）「とくしま・えがお 21（第３次）」』を策定し、「健康寿命の延伸」を基本方針として、一人ひとりが自分の健康状態を知り、主体的に健康の保持増進に取り組み、生涯にわたって健康で生きがいを持った生活ができるよう、一人ひとりの行動と健康状態の改善に向けた意識啓発や、個人をとりまく社会環境の整備を進めています。

施策の方向

市民が自主的・継続的に健康維持・増進に取り組むことができるよう、健康づくりの意識啓発や生きがい活動の機会の提供等を推進します。

また、心の不調の早期発見、早期対応などを図るため、市や医療等関係機関の相談支援体制の充実や、家族や地域福祉活動団体など身近な支援者の育成、支援を行うためのメンタルヘルス対策を推進します。

期待する役割

市民	◇日頃からの運動や食生活の見直しを行い、健康管理に努めましょう。 ◇定期的に健康診断を受診し、生活習慣病予防に努めましょう。 ◇自分の経験や特技を活かせる機会に参加し、生きがいや趣味を見つけましょう。
地域	◇地域福祉活動団体等の情報を発信し、活動のきっかけづくりをしましょう。 ◇世代を超えて地域ぐるみで互いに励まし合い、健康づくりに取り組みましょう。 ◇地域の施設等を活用し、各種講座・教室や健康イベントを企画しましょう。
市	◇健康診断や健康教室・健康相談など健康づくり事業を実施します。 ◇こころの健康に関する知識の普及・啓発のための情報発信等を実施します。 ◇市民が生きがいをもって取り組める活動を支援し、同じ興味を持った仲間同士が集い、楽しめる環境づくりを進めます。

基本施策（21）再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進（徳島市再犯防止推進計画）

現状と課題

平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

罪を犯した人や非行のある人は、生活環境や就労等による生きづらさから立ち直りに困難を抱える者が少なくないため、社会復帰後、行政や更生保護活動などによる様々な支援やあたたかな見守りが必要です。また、犯罪や非行を未然に防ぐことで安全・安心な地域づくりにもつながるとともに、生活環境や就労環境が改善されることで、犯罪や非行を繰り返す負の連鎖を断ち切ることにもつながります。

住民が安全で安心して暮らせる社会を構築するために、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」や「犯罪予防」が重要な課題となっています。

市民アンケートによると、再犯防止のための取組として「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築くこと」が必要という意見が多く、生活の基盤となる就労や住まいを中心とした支援体制づくりが求められています。

本市では、更生保護関係団体と連携・協働し、更生保護活動の推進や広報啓発活動を実施しています。また、防犯灯電灯料金の助成を行うことで、夜間における犯罪防止等を図っています。

施策の方向

「再犯防止推進法」及び国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて、罪を犯した人や非行のある人が再び過ちを犯すことのないように、社会から孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れて地域社会に復帰できるよう、保護司や相談支援機関、地域福祉活動団体などが連携した自立更生の促進や、市民理解についての広報・啓発活動を推進します。

また、自立に向けた相談、就労や住居、保健医療・福祉サービス、生活困窮等への支援を適切に提供し、地域での安定した生活の実現に向けて検討を進めます。

加えて、更生保護関係団体への活動支援及び犯罪予防活動を推進します。

期待する役割

市民	◇保護司の役割など、更生保護への理解を深めましょう。 ◇行政の施策や関係機関の取組について、支援を必要としている人に伝えましょう。
地域	◇日頃から見守りや交流といった活動を進め、地域福祉活動の中で、保護司会や更生保護女性会、BBS会などに気軽に相談できる機会をつくりましょう。 ◇犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動（強調月間7月）」へ積極的に参加しましょう。 ◇罪を犯した人や非行のある人が地域の中で孤立することがないよう、地域の一員として受け入れ、支え合いましょう。
市	◇徳島地区更生保護サポートセンターをはじめ、保護司が自宅以外の場所で面接を行うことができる場所として市の施設の利用を推進し、自立への支援に向けた相談業務を支援します。「あわサポートネット」をはじめとした関係機関や民間協力団体が参画する更生保護ネットワークに積極的に参加し、関係機関と相互に連携・協働し支援します。 ◇再犯防止に関する理解を深めることにより、犯罪や非行を未然に防止、また再犯を防止するため、再犯防止啓発月間（7月）における再犯防止に関する取組等の広報啓発活動を実施します。

基本施策別　主な取組・事業一覧

（１）人と地域のきずなづくりの強化

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	社会福祉大会の開催支援	健康福祉政策課
2	地区社会福祉協議会事業の推進	健康福祉政策課
3	地域コミュニティ活動・運営の支援	市民協働課

（２）地域ぐるみの支え合い活動の推進

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	認知症サポーター活動促進事業	健康長寿課
2	とくしま見守りねっと（高齢者・障害者見守りネットワーク事業）	障害福祉課、健康長寿課

（３）地域における交流機会の充実

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	未就園児園開放事業	学校教育課
2	青少年行事(水都っ子探検隊)	社会教育課
3	地域交流事業	社会教育課
4	スポーツふれあい普及推進事業	文化スポーツ振興課
5	コミュニティセンターの整備	市民協働課
6	緑化推進事業	公園緑地課

（４）包括的な相談支援体制の構築（徳島市重層的支援体制整備事業実施計画）

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	地域包括支援センターの運営	健康長寿課
2	障害者相談支援事業	障害福祉課
3	自立相談支援事業	生活福祉課
4	利用者支援事業	子ども健康課・子ども保育課
5	地域介護予防活動支援事業	健康長寿課
6	生活支援体制整備事業	健康長寿課
7	地域活動支援センター事業	障害福祉課
8	地域子育て支援拠点事業	子ども政策課・子ども保育課 子育て支援課
9	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活福祉課
10	参加支援事業	健康福祉政策課
11	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	健康福祉政策課
12	多機関協働事業	健康福祉政策課

（4）包括的な相談支援体制の構築（その他）

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	在宅医療・介護連携推進事業	健康長寿課
2	相談ホットラインの設置	青少年育成補導センター
3	特別支援教育に関する相談	教育研究所
4	不登校対策推進事業	教育研究所
5	暮らしの相談	市民生活相談課
6	消費生活相談	市民生活相談課
7	女と男（ひととひと）生き方相談事業	男女共同参画センター

（5）成年後見制度の普及と利用促進（徳島市成年後見制度利用促進計画）

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	権利擁護等支援事業	健康福祉政策課
2	高齢者の権利擁護	健康長寿課
3	障害者等の権利擁護	障害福祉課

（6）情報提供手段の充実

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	消費者啓発事業	市民生活相談課
2	点字版・音声版広報紙発行	広報広聴課

（7）福祉サービス提供基盤の確保と質の向上

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画の推進	高齢介護課・健康長寿課
2	障害者福祉計画の推進	障害福祉課
3	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども政策課
4	こども計画の推進	子ども政策課

（8）民生委員・児童委員の活動促進への支援

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	民生委員・児童委員研修事業	健康福祉政策課

（9）生活困窮者の自立支援の充実

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	被保護者健康管理指導・支援事業	生活福祉課
2	被保護者就労支援事業	生活福祉課
3	生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉課

(10) 自殺予防への対応

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	自殺予防の広報活動	健康長寿課
2	ゲートキーパー養成講座	健康長寿課
3	青少年相談	青少年育成補導センター

(11) 社会福祉法人等による公益的活動の促進

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	社会福祉法人の指導監査	健康福祉政策課

(12) 福祉教育と生涯学習の推進

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	人権教育推進事業	学校教育課
2	学習機会の提供支援事業	社会教育課
3	図書館事業	社会教育課

(13) 人権や地域福祉に関する意識の醸成

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	障害者福祉等啓発事業	障害福祉課
2	人権啓発・研修活動の推進	人権推進課
3	人権啓発リーダー等の育成	人権推進課

(14) 福祉に従事する人材の発掘・育成と活動支援

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	福祉ボランティア等の育成と活動支援	健康福祉政策課
2	子ども防火・防災啓発推進	消防局

(15) ボランティア・まちづくり活動等の活性化

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	まちづくり活動団体等支援	市民協働課
2	まちづくり人材の育成	市民協働課
3	とくしま協働制度における補助	市民協働課

(16) 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	新たな地域自治協働システムの構築	市民協働課

(17) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	無電柱化事業	道路建設課
2	道路愛護運動事業	道路維持課
3	地域公共交通の活性化	地域交通課
4	ふれあい収集事業	環境政策課

(18) 多文化共生社会の推進

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	国際理解推進事業	教育研究所
2	在住外国人相談支援事業	総務課

(19) 要支援者を地域で支える体制づくり

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	災害ボランティアコーディネーターの養成	健康福祉政策課
2	避難行動要支援者支援事業	健康福祉政策課
3	各種ハザードマップの周知・広報	危機管理課
4	市民総合防災訓練の実施	防災対策課

(20) 健康づくり・生きがい活動等の促進

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	生活習慣病の発症予防及び重症化予防事業	健康長寿課
2	特定健康診査事業	保険年金課
3	特定保健指導事業	保険年金課
4	老人クラブ活動費補助	高齢介護課
5	市民スポ・レクフェスティバル開催	文化スポーツ振興課

(21) 再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進（徳島市再犯防止推進計画）

No.	取組内容（事業名）	担当部署
1	保護司会・更生保護協会、更生保護女性会事業費の助成	健康福祉政策課
2	防犯灯電灯料金の助成	市民生活相談課

第６章　計画の推進に向けて

１　協働による推進体制

本計画は、子ども、高齢者、障害のある人、生活困窮等の福祉の分野にとどまらず、安全・安心、健康づくり等の幅広い分野から福祉をとらえ、地域福祉を推進するものです。

計画の推進にあたっては、市民の地域福祉に関する理解の促進や地域福祉活動への参加を促進するとともに、市民、ボランティア、ＮＰＯ、事業所、社会福祉協議会、行政等地域福祉に携わる者同士が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組みます。

２　計画の普及啓発

地域福祉は、市民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と参加・協力を求める必要があります。

広報紙や市のホームページなどへの地域福祉に関する情報の掲載や、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催等、様々な媒体や機会を活用し、計画内容や地域福祉の考えについて広く市民に周知し、普及・啓発に努めます。

３　計画の評価・検証

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進するため、必要に応じて、施策の進捗状況の評価・検証を行い、本計画の推進を図ります。

また、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民の声を反映して検証するとともに、社会情勢に対応しながら柔軟に進めます。